

平成 12 年度
包括外部監査報告書その 1

東京都包括外部監査人

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

都立の大学の経営管理について

目 次

第 1	監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	監査の対象	1
3	監査対象部署	6
4	監査の期間	6
5	監査の方法	6
6	監査の着眼点	6
第 2	監査の結果	9
	< 全般的事項 >	9
	(指摘)	9
1	結合収支計算書について	9
(1)	大学事業の収支構造の改善を図るべきもの	9
(2)	結合収支の計算について考慮すべき事項	10
ア	大学の総合的管理をすべきもの	10
イ	収支の把握のしくみを構築すべきもの	10
2	指名競争入札の活性化を図るべきもの	11
3	予算執行を見直すべきもの	12
	(意見)	12
4	大学独自の予算編成について	12
5	決裁権限の委譲及び決裁の簡素化について	13
(1)	兼業兼職承認申請書について	13
(2)	契約の締結について	13
6	収入支出の部門別管理について	14
7	産学連携について	20
(1)	教員に対するインセンティブの付与について	20
(2)	教員自らが研究成果を起業化する仕組みの構築について	20
(3)	研究成果を活用して起業する教員に対する融資制度等の創設について	21
(4)	外部資金の導入の促進について	21
	< 財産管理関係 >	22
	(指摘)	22
8	公有財産台帳の早期整備及び適時の公有財産異動状況報告をすべきもの	22
9	公有財産台帳の記録者及び管理者について検討すべきもの	23
10	施設設備の大規模修繕計画及び取替更新計画を策定すべきもの	23
11	物品管理について	24
(1)	備品管理の金額基準の見直し及び実地棚卸を実施すべきもの	24
(2)	重要物品について物品台帳の記録整備及び実地棚卸を実施すべきもの	27
(3)	一般備品及び重要物品のデータ管理について改善すべきもの	28
(4)	物品管理番号による備品の現物管理を徹底すべきもの	30
(5)	備品管理の改善をすべきもの	30
ア	実態に合わせた備品管理をすべきもの	30
イ	備品の管理責任部署を明確化すべきもの	30
12	AV機器及びAV教材の棚卸をすべきもの	31
13	不用品への区分換えを徹底すべきもの	31
14	リース資産の導入か資産購入かについての判断基準を設定すべきもの	31
	(意見)	32
15	ソフトウェアの管理について	32

1 6	不用品の再生及び相互利用の促進について	33
<	図書関係 >	34
(指摘)	34
1 7	学部・学科の研究費で購入した図書の図書館登録への早期化を検討すべきもの	34
1 8	研究費で購入する図書の管理について改善すべきもの	34
1 9	図書の棚卸を実施すべきもの	35
2 0	図書館の未返却図書に関わる規程の整備をすべきもの	35
2 1	未返却図書に関する督促状送付先住所の共有をすべきもの	36
(意見)	37
2 2	図書一括購入業者の選定について	37
2 3	未返却図書の請求に関する電子メールの利用について	37
2 4	国立情報学研究所への図書データの提供について	38
<	研究費関係 >	39
(指摘)	39
2 5	研究計画書等を作成すべきもの	39
2 6	研究用備品の管理を是正すべきもの	39
2 7	財団法人等からの研究助成金について	39
(1) 研究助成金の把握をすべきもの	39
(2) 助成金により購入した備品等について大学に帰属させるべきもの	39
2 8	研究活動に係る自己点検・評価について	40
(1) 研究活動に係る自己点検・評価を実施すべきもの	40
(上記事項に添える意見)	41
(2) 研究費の配分について	41
(意見)	42
2 9	受託研究費の導入について	42
3 0	教員研究費に係る研究成果の公表について	42
<	その他 >	43
(指摘)	43
3 1	切手の購入方針について検討すべきもの	43
(意見)	44
3 2	入学金等の納入方法の見直しについて	44
3 3	看護教員養成講座に係る選考料の徴収について	45
3 4	休学者に対する学籍管理料の徴収について	45
3 5	寄宿舎寄宿料の金額設定基準の見直し及び設備維持費等の徴収について	46
3 6	学外寮の利用率の向上ないし利用料の徴収について	47
3 7	国際交流会館の稼働率向上の施策について	48
3 8	国際交流協定に係る研究者受入について	49
3 9	都民カレッジに対する補助金について	50
4 0	大学全体における情報システムの管理及び情報化計画の策定について	50
4 1	電子メール及びネットワークの活用について	51
4 2	公開講座等について	52
(1) 東京都立大学の都民カレッジについて	52
(2) 東京都立科学技術大学の公開講座について	54
(3) 東京都立短期大学の公開講座について	55
(4) 東京都立保健科学大学の公開講座について	56
(5) 公開講座等のまとめ	56
ア	公開講座の有用性について	56
イ	公開講座の実費徴収について	57

ウ 公開講座事業の収支の把握について	57
< 提言 >	58
1 大学事業の在り方の見直しについて	58
2 教職員について	58
3 大学の統合等について	59

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の27第2項に基づく包括外部監査

2 監査の対象

「都立の大学の経営管理について」

(事件を選定した理由)

東京都立の大学は、4大学あるが、いずれも収支構造が厳しく大幅な支出超過となっている。さらに、今後の少子化時代を迎えて、国公立大学及び私立大学をも含めて大学間の競争が一層激しくなってくる。そのため都立の大学の経営がさらに苦しくなってくる事が予想される。

そこで、大学事業の財務事務が関係法令に準拠して遂行されているかどうか、また、経済性、効率性及び有効性の視点から大学事業が行われているか、さらに、管理運営事務が地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨を達成していくように運営されているかどうかについて監査をする必要を認めためである。

(事業等の概要)

東京都立の大学は、以下の4大学である。

東京都立大学	東京都八王子市南大沢	1	1
東京都立科学技術大学	東京都日野市旭が丘	6	6
東京都立短期大学	東京都昭島市東町	3	6 3 3
	(昭島キャンパス)		
	東京都中央区晴海	1	2 2
	(晴海キャンパス)		
東京都立保健科学大学	東京都荒川区東尾久	7	2 1 0

なお、都立4大学の概要は次の表のとおりである。

(表) 都立4大学の概要

大学名	東京都立大学	科学技術大学	短期大学	保健科学大学
場所	八王子市	日野市	昭島市、中央区	荒川区
開学年月	昭和24年4月 平成3年4月移 転	昭和61年4月	平成8年4月	平成10年4 月
学部数	5	-	-	-
学科数	21	4	5	4
学生数(人)				
学部	4,919	836	1,188(10)	401(279)
大学院	1,434	166	-	-
総数(A)	6,353	1,002	1,198	680
教員数(B)(人)	624	61	67	88
職員数(C)(人)	200	25	27	22
教員1人当たり学生数 (A/B)(人)	10.2	16.4	17.9	7.7
職員1人当たり学生数 (A/C)(人)	31.8	40.1	44.4	30.9
11年度歳入(千円)	3,514,585	586,530	370,897	366,551
11年度歳出(D)(千円)	15,657,924	2,314,067	1,628,771	1,927,260
11年度一般財源 (E)(千円)	12,143,338	1,727,537	1,257,874	1,560,709
学生1人当たり歳出 (D/A)(千円)	2,464	2,309	1,360	2,834
学生1人当たり一般財源 (E/A)(千円)	1,911	1,724	1,050	2,295
入学者都内学生割合(%)	41.9	37.1	49.9	44.0
授業料(円/年)	478,800 第二部 239,400	478,800	348,600 夜間 174,300	478,800

(注) 1 学生数、教員数及び職員数は平成11年5月1日現在のものである。

2 短期大学の学生数の括弧書きは東京都立商科短期大学生で外書きである。

3 保健科学大学の学生数の括弧書きは東京都立医療技術短期大学生で外書きである。

4 入学者都内学生割合は平成11年度入学者である。

5 授業料は平成12年度分である。

(1) 都立の4大学の結合収支計算書について

都立の4大学の収支を単純に合算した「結合収支計算書」を作成してみると次の表のようになる。

なお、大学事業とは、ここでは各大学が行っている教育、研究並びにそれらに関連した業務一般を含んだ用語として使用している。したがって、公益法人(学校法人を含む)等が行う、いわゆるビジネス(収益事業)をいうものではない。

平成11年度大学事業の結合収支計算書

(単位：千円)

科目		大 学					合 計
		東京都立大学	科学技術大学	短期大学	保健科学大学		
収 入	授 業 料	2,424,202	428,129	284,493	267,822	3,404,646	
	そ の 他	1,090,383	158,401	86,404	98,729	1,433,918	
	合 計	3,514,585	586,530	370,897	366,551	4,838,564	
支 出	本局扱い での支出	人件費	9,069,609	990,241	1,018,927	986,444	12,065,221
		その他				84,394	84,394
		計	9,069,609	990,241	1,018,927	1,070,838	12,149,615
	大学で管理 している 支 出	備品費	401,689	154,585	28,076	84,018	668,368
		人件費	351,603	82,820	75,361	72,829	582,613
		委託料	1,821,108	297,250	190,093	211,992	2,520,443
		使用料等	857,376	269,905	130,479	173,230	1,430,990
		負担金等	1,782,407	151,459	59,121	106,519	2,099,506
		その他	1,374,132	367,807	126,714	207,834	2,076,487
		計	6,588,315	1,323,826	609,844	856,422	9,378,407
	合 計	15,657,924	2,314,067	1,628,771	1,927,260	21,528,022	
収 支 差 額		12,143,338	1,727,537	1,257,874	1,560,709	16,689,458	

(注) 1 科学技術大学、短期大学、保健科学大学については、本局（総務局と衛生局）において管理事務を担当している部署に係る経費を含めていない。

2 本局扱いでの支出に含む人件費は、専任の教員・職員の人件費である。

3 大学で管理している支出に含む人件費は、専任の教員・職員以外の非常勤講師等に係る人件費である。

4 保健科学大学の本局扱いでの支出・その他は、グラウンドの賃借料である。

5 本表に対する指摘は、9ページを参照されたい。

(2) 国立大学、公立大学及び私立大学の財務数値との比較

ア 国立大学、公立大学及び私立大学の財務数値

国立大学、公立大学及び私立大学の財務数値

項 目	大 学		
	国立大学	公立大学	私立大学
学校数	99	61	400
支出総額(百万円)	1,401,856	337,503	1,882,657
うち、人件費(百万円)	705,801	117,514	980,666
授業料収入(百万円)	242,330	38,966	1,564,825
入学金収入(百万円)	52,624	10,347	138,168
入学検定料収入(百万円)			81,726
小 計(百万円)	294,954	49,313	1,784,719
学生数(人)	617,348	95,976	1,628,216
教員数(人)	51,034	9,051	46,525
職員数(人)	35,983	4,888	32,037
教職員数(人)	87,017	13,939	78,562
人件費依存率(%)	239.3	238.3	54.9
教職員1人当たりの支出総額(百万円)	16.1	24.2	24.0
教職員1人当たりの人件費(百万円)	8.1	8.4	12.5
教員1人当たりの学生数(人)	12.1	10.6	35.0
職員1人当たりの学生数(人)	17.2	19.6	50.8

(注) 1 国立大学及び公立大学の数値は、「平成11年度 学校基本調査報告書(高等教育機関編)」(文部省)による。ただし、以下の点に留意する必要がある。

- ア 学校数及び収支額は平成10年度のデータによる。
- イ 短期大学、附属病院及び附置研究所に区分される収支額は除く。
- ウ 入学金及び入学検定料はまとめて記載されているため、本表上でも区分していない。
- エ 学生数は平成10年5月1日現在のものである。
- オ 教員数及び職員数は平成11年5月1日現在のものである。
- カ 教員数は附属病院及び附置研究所を除く本務者の合計である。
- キ 職員数は医療系を除く本務者の合計である。
- ク 人件費には共済費及び一般賃金が含まれていない。

2 私立大学の数値は、「平成11年度版 今日の私学財政 大学・短期大学編」(日本私立学校振興・共済事業団)による。ただし、以下の点に留意する必要がある。

- ア 本表に掲げたデータは医歯学部を設置する法人を除く。
- イ 学校数及び収支額は平成10年度のデータによる。
- ウ 授業料収入は入学金収入を除く「学生生徒等納付金収入」によっている。したがって、次の科目が含まれる。

授業料収入、実験実習料収入、施設設備資金収入、その他学生生徒等納付金収入

エ 人員は平成10年5月1日現在のものである。

3 人件費依存率は、本来、私立大学では「人件費 / 学生生徒等納付金」として算出するが、ここでは「人件費 / (授業料収入 + 入学金収入 + 入学検定料収入)」により算出した。

イ 都立4大学の財務数値

都立4大学の財務数値

大 学	東京都立 大学	科学技術 大学	短期大学	保健科学 大学	合 計 平 均
支出総額(百万円)	15,657	2,314	1,628	1,927	21,528
うち、人件費(百万円)	8,297	949	963	931	11,140
授業料収入(百万円)	2,424	428	284	267	3,404
入学金収入(百万円)	355	67	56	42	521
入学検定料収入(百万円)	171	28	20	15	236
小 計(百万円)	2,950	524	361	325	4,161
学生数(人)	6,353	1,002	1,198	680	9,217
教員数(人)	624	61	67	88	840
職員数(人)	200	25	27	22	274
教職員数(人)	824	86	94	110	1,114
人件費依存率(%)	281.2	181.1	266.8	286.5	267.7
教職員1人当たりの支出総額(百万円)	19.0	26.9	17.3	17.5	19.3
教職員1人当たりの人件費(百万円)	10.1	11.0	10.2	8.5	10.0
教員1人当たりの学生数(人)	10.2	16.4	17.9	7.7	10.9
職員1人当たりの学生数(人)	31.8	40.1	44.4	30.9	32.1

(注) 1 収支額は平成11年度のデータによる。

2 人員は平成11年5月1日現在のものである。

3 人件費から共済費を除いている。

4 人件費依存率は、本来、私立大学では「人件費 / 学生生徒等納付金」として算出するが、ここでは「人件費 / (授業料収入 + 入学金収入 + 入学検定料収入)」により算出した。

5 本表に対する提言は、58ページを参照されたい。

3 監査対象部署

東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立短期大学、東京都立保健科学大学

4 監査の期間

平成12年6月30日から平成12年7月28日まで

5 監査の方法

この監査の実施に当たっては、「都立の大学の経営管理」が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかの主眼をおき、財務事務に係る監査のほかに、経済性、効率性、有効性の観点を加味し、関係諸帳簿及び証拠書類との照合、並びに現場視察等、必要と認められた監査手続を実施した。

6 監査の着眼点

(1) 全般的事項

- ア 都立4大学間の事務統合は行われているか。
- イ 大学内において事務作業は重複していないか。
- ウ 予算管理手続は有効かつ適切に運用されているか。
- エ 入札制度は有効かつ適切に運用されているか。
- オ 産学連携は有効に進められているか。

(2) 財産関係

(土地・建物)

- ア 施設設備予算は有効かつ適切に策定されているか。
- イ 業者の選定手続は有効かつ適切に行われているか。
- ウ 土地建物の異動時の手続は有効かつ適切に行われているか。
- エ 建物等に対して火災保険を付しているか。
- オ 主要な施設の利用状況は把握されているか。
- カ 地域住民への施設の開放は有効かつ適切に行われているか。
- キ 施設設備の使用料は有効かつ適切に決定されているか。
- ク 施設設備の維持修繕計画は有効かつ適切に策定されているか。

(備品)

- ア 備品の購入予算は有効かつ適切に策定されているか。
- イ 業者の選定手続は有効かつ適切に行われているか。
- ウ 備品の実地調査は行われているか。
- エ 備品の異動時の手続は有効かつ適切に行われているか。

(リース資産)

- ア リース契約締結に係る事務手続は有効かつ適切に行われているか。
- イ リース資産に係る台帳は適切に記帳・管理されているか。
- ウ リース資産の更新時期の管理は有効かつ適切に行われているか。
- エ 購入かリースかの判断は有効かつ適切に行われているか。

(図書)

- ア 図書の实地調査は行われているか。
- イ 図書の購入手続は有効かつ適切に行われているか。
- ウ 納入業者の決定は有効かつ適切に行われているか。
- エ 図書の予算管理は有効かつ適切に行われているか。
- オ 図書館の入館者数・貸出人数の推移は把握されているか。
- カ 図書館は地域住民へ開放されているか。
- キ A V資料の購入は有効かつ適切に行われているか。
- ク A V資料の管理は有効かつ適切に行われているか。

(消耗品・材料品)

- ア 消耗品、材料品の範囲は適当か。
- イ 消耗品、材料品の实地棚卸は有効かつ適切に行われているか。

(前渡金)

- ア 前渡金や概算払に係る精算手続は有効かつ適切に行われているか。

(3) 負債関係

- ア 学生等からの預り金は有効かつ適切に管理されているか。

(4) 研究費関係

- ア 研究費予算(研究奨励費・特定研究費等)は有効かつ適切に割当てられているか。
- イ 研究費の予算管理は有効かつ適切に行われているか。
- ウ 外部資金(受託研究費・教育研究奨励寄附金・科学研究費補助金等)はどのような方針により受入れているか。
- エ 上記外部資金のテーマ別受入実績はどの程度か。
- オ 研究成果はどの程度把握されているか。
- カ 研究成果は何らかの形で活用されているか。
- キ T L O (Technology Licensing Organization) の検討はなされているか。

(5) 収入関係

- ア 授業料等の減免制度は有効かつ適切な内容か。
- イ 上記制度は有効かつ適切に運用されているか。
- ウ 授業料、使用料等の入金管理は有効かつ適切に行われているか。

(6) 支出関係

- ア 給与計算手続は有効かつ適切に行われているか。
- イ 外部委託業者の選定は有効かつ適切に行われているか。

(7) その他

- ア 広報活動や学生募集に対する基本方針はどのようなものか。
- イ 就職率や進学率を高めるためにどのような対応がなされているか。
- ウ 公開講座は有効かつ適切に行われているか。
- エ 公開講座に係る採算管理は有効かつ適切に行われているか。
- オ 国際交流協定に基づく国際交流は行われているか。

第2 監査の結果

指摘・意見の件数

指摘	意見	合計
28	34	62

< 全般的事項 >

(指摘)

1 結合収支計算書について

(1) 大学事業の収支構造の改善を図るべきもの

東京都の大学事業は4大学で行っているが、平成11年度においては収入が4,838,564千円であるのに対し、支出は21,528,022千円で、最終的に16,689,458千円の支出超過となっており、大幅な赤字経営事業となっている。

都立の大学は、学生に対して安価で十分な教育を提供することを主眼として設立されており、私立大学のように「経営」を教育研究活動と同一の順位に置いているわけではない。

例えば、授業料については、国公立学校における「授業料」の性格が営造物の利用につき徴収される使用料と位置づけられている部分もあるため(昭和23年8月18日付 自治省自治課長通知)、全ての経費を授業料収入で補填することはもともと困難である。現状においても、収入に対する支出の割合が非常に大きく、その支出超過は都の負担となるため、都民の税金が主要な財源となって都立の大学が運営されているといえる。

また、都立の大学は、「学術の中心として広く知識を授ける」など大学一般の目的に加え、教育研究を通して「都民の生活文化の向上発展に寄与する」ことを目的として設置、運営されているため、大学運営の効率性は、都民の負担と教育研究の成果が都民の生活文化の発展にどの程度寄与しているかをもとに判断すべきである。

しかしながら、東京都内には、多数の国立大学及び私立大学が大学事業を行っている。このような環境下にあって、都立の各大学の学部・学科や講座内容等が、東京都に立地する国立大学や私立大学におけるそれらと比較して大きな特徴があるわけではなく、特段の差別化が行われているわけでもない。このようなことから都立の各大学は、都として大学事業を実施していく上での「存在意義」が問われているといえる。

現在は情報開示の時代であり、都立の大学は都民に対し、その運営の実態を明らかにするとともに、都民の負担がなぜ必要なのか、運営の成果はその負担に見合ったものになっているのか、などについて説明責任を果たしていく必要がある。そのためには、大学の設置目的を踏まえた特色ある教育研究を推進するとともに、予想される都民からのさまざまな批判にも応えられるよう、「収支構造の抜本的な改善による効率的な大学経営」を実現していく必要があると考える。

したがって、大学事業の収支構造の改善を図りたい。

(東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立短期大学、東京都立保健科学大学)

(2) 結合収支の計算について考慮すべき事項

ア 大学の総合的管理をすべきもの

東京都には都立の大学全体を统一的に所管する部署がない。つまり、「大学事業の結合収支計算書」で示したような数値を総合的に所管する部署は東京都に存在しない。このことは都の大学事業について、根本的な見直しがされてこなかった大きな原因の1つとされている。

これでは都の大学事業の全体を把握することができず、総合的判断もできないことになる。そこで、都の大学事業の全体計算を可能にするとともに全体的判断を可能にするために統合的に所管する部署を設置されたい。

(東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立短期大学、東京都立保健科学大学)

イ 収支の把握のしくみを構築すべきもの

都立の大学の予算執行の担当所管部署は、(表)に見られるように分散している。

(表) 予算執行と管理担当部署

大 学	東京都立大学	科学技術大学	短 期 大 学	保健科学大学
摘 要	東京都立大学	科学技術大学	短 期 大 学	保健科学大学
専任の教員・職員人件費	東京都立大学	総務局	総務局	衛生局
グラウンド使用料	-	-	-	衛生局
そ の 他 の 支 出	東京都立大学	科学技術大学	短 期 大 学	保健科学大学

表でわかるように、東京都立大学を除く各大学の事務事業の一部が大学以外の部署によって所管されている。

これでは、各大学事業の個別の収支を全体的に把握することは困難になる。したがって、各大学ごとの収支を統一かつ総合的に把握し管理できるシステムを構築されたい。

(東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立短期大学、東京都立保健科学大学)

2 指名競争入札の活性化を図るべきもの

建物・同設備敷地内の植樹その他の維持・管理業務の費用は委託費として処理している。これらの委託費は、原則として単年度契約であり、毎年、5社以上10社（原則として10社）程度を指名して競争入札させる方法によっている。

そのうち主な指名競争入札の状況は、（表1）「建物管理等委託契約状況」にみられるように、平成9年度の「植栽管理業務委託（その4）」1件を除き、それぞれの件名ごとに全て同一業者が受注している。

特に、平成9年度の建築整備管理委託の入札では7社が応札しているが、（表2）「建築設備管理委託入札状況」のように、最高価額647百万円に対し、最低価額637百万円とその差は10百万円（1.6%）である。

したがって、指名競争入札が形骸化していると認められるため、関係部局とともに指名競争入札の趣旨に沿うよう活性化を図られたい。

（表1）建物管理等委託契約状況

（単位：百万円）

種別	件名	範囲	11年度金額	年度別委託先				
				11年度	10年度	9年度	8年度	7年度
建管	建築設備管理委託	学内全域	527	A社	A社	A社	A社	A社
清掃	建物清掃委託（その1）	本部、文系、教養部、学生部、図書館	122	B社	B社	B社	B社	B社
	（その2）	情報、牧野、国際、理工、学生寮、実験棟	130	C社	C社	C社	C社	C社
	（その3）	学生ホール	11	D社	D社	D社	D社	D社
	文系学部外敷地清掃委託	本部、文系、教養部、学生部周辺	19	E社	E社	E社	E社	E社
	理工学部外敷地清掃委託	図書館、情報、牧野、国際、理工、学生寮、実験棟周辺	30	F社	F社	F社	F社	F社
	学生寮外敷地清掃委託	学生寮、体育施設周辺	16	G社	G社	G社	G社	G社
植栽	植栽管理業務委託（その1）	本部文系ゾーン	12	H社	H社	H社	H社	H社
	（その2）	理工系ゾーン	11	I社	I社	I社	I社	I社
	（その3）	共同施設ゾーン	7	J社	J社	J社	J社	J社
	（その4）	運動施設ゾーン	10	K社	K社	O社	K社	K社
	（その5）	緑地	9	L社	L社	L社	L社	L社
	（その6）	陸上競技場、学生寮ゾーン	5	M社	M社	M社	M社	M社
	（その7）	広場B	4	N社	N社	N社	N社	N社

（注）委託契約については、予定価格が一千万円以上のものは財務局、一千万円未満のものについては所管局が指名・入札を行う。

(表2) 建築設備管理委託入札状況(1回目)(単位:百万円)

年 度	平成9年度
最 低 価 額	637
最 高 価 額	647
差 異	10
差 異 の 比 率	1.6%
入 札 業 者 数	7

(東京都立大学)

3 予算執行を見直すべきもの

平成11年度の年度末において、入学検査費の一般需要費から、外国雑誌の購入のために2,408千円が支出されている。

しかしながら、当該雑誌は入学検査用のものではなく、教員及び学生の閲覧に供するものであるから、入学検査費として支出すべきものではない。

入学検査費として支出する項目は、入学検査に必要な支出項目に限るべきである。

(東京都立科学技術大学)

(意見)

4 大学独自の予算編成について

東京都立保健科学大学は衛生局所管の事業所であるため、予算についても衛生局医療計画部が保健医療行政の観点から編成している。すなわち、大学側では予算編成資料として、前年度の6月頃に「予算要望書」を衛生局医療計画部へ提出し、当該要望書に対する部長ヒアリングを経て予算編成が行われている。

しかしながら、東京都立保健科学大学には、「保健医療に関する広い知識及び専門の学術を教授研究し、都民の保健医療の向上及び福祉の増進に寄与する」(東京都立保健科学大学条例第1条)という設置目的がある。したがって、予算編成についても大学自体の設置目的を達成するという観点をも踏まえて検討すべきであり、大学独自に予算編成できる仕組みを作ることが望ましい。

(東京都立保健科学大学)

5 決裁権限の委譲及び決裁の簡素化について

東京都立保健科学大学における事務処理のなかには、大学の内部だけでは完結せずに、都庁本庁に協議したり、事務処理を依頼するよう決められているものがかなり多く含まれている。この場合の事務の流れは、概ね、大学 衛生局医療計画部 衛生局総務部 総務局（人事関係）または財務局（財務経理関係）となっている。

このため、決裁にかなりの時間がかかっており、事務処理を非効率なものにしている。また、この流れの中で、それぞれの段階で当該案件に関連する資料が求められるため、大学事務局では、その作成に相当の時間を費やしている。

（１）兼業兼職承認申請書について

教員の兼業兼職の許可については、所定の様式をもって行うこととされているが、保健科学大学学長の兼職申請の例では、学外分として知事の決裁欄を含めて 15 の押印欄があり、うち 12 の欄に実際に押印がなされていた。また、欄外には 5 名の担当者の印鑑が押されたうえ、検印が押されていた。

本件について、担当者は、なるべく短期間で決裁を終えるため、この文書を職員が各部署に持ち回る、いわゆる持ち回りの方法で判をもらったとのことである。また、通常のように押印した者が次の部署へ回付する方式をとっていたならば、最終決裁がおりるまでにかなり長期間を要したと予想される。

このように決裁に関わる者を多くしたのは、兼業兼職の許可にあたって慎重を期したものと考えられる。しかし、果たしてこれだけの職位、人数の者に起案書を回付する必要があるのか、疑問である。決裁の簡素化を検討されたい。

（２）契約の締結について

契約については、東京都事案決定規程に従い、一定金額以上の案件は衛生局または財務局で契約を締結することになっている。しかし、基準となる金額そのものが低かったり、金額のみの基準で本局（衛生局または財務局）決裁、出先（大学）決裁と分けているため、次のような問題が生じている。

東京都立保健科学大学において 480 万円余の放射能測定装置の買い入れを行った例では、大学内で所定の手続を終えた後、事務局長名で衛生局医療計画部長あてに文書により契約の締結依頼を行っている。これを受けた医療計画部では、別途文書を起案し、衛生局総務部長あてに契約締結請求をしている。これを受けて、最終的には衛生局総務部において衛生局長名で業者との契約を締結している。

これは、東京都事案決定規程に従った手続であるが、大学のような独立した組織にあっては、決定権限を大学に委譲することを検討されたい。

さらに、電子決裁方式を採用するなど人手に頼った現在の決裁方式の見直し等を検討されたい。

（東京都立保健科学大学）

6 収入支出の部門別管理について

(1) 部門別収支計算の現状について

大学における教育研究活動は、通常、学部等の部門を単位として行われるが、部門単位の諸活動の状況を把握するためには、収支の状況を部門別に明らかにする必要がある。しかしながら、現行の財務会計システムは、部門別に収支額を集計するための仕組みを有していない。例えば、現状の局別科目別決算資料においても、収入と支出とに分けた科目別の予算執行状況は示されているが、学部等の部門別収支は計算されていない。

とくに、支出科目のうち、給料、職員手当等及び共済費については、計算基礎データを総務局人事部に提出し当該部署がまとめて計算するため、大学側でこれらの支出を部門別に把握するためには教職員の給与データを手作業により集計する必要がある。以下の表のように、これらの支出は支出総額の中で大きな割合を占めるため、正確・迅速な部門別計算を行うためには、システム上の対応が不可欠といえる。

支出総額に占める給料等の割合 (単位：千円)

区 分	平成 10 年度	平成 11 年度
支出総額 (A)	16,053,712	15,657,924
給 料	4,339,089	4,354,110
職員手当等	3,710,700	3,571,322
共済費	1,158,921	1,121,921
小 計 (B)	9,208,711	9,047,354
支出総額に占める割合 (B) / (A) × 100)	57.3%	57.7%

大学全体の収支を改善する上で、部門別の収支状況を把握することは重要な手掛かりとなるため、給料等の集計も含め部門別収支計算に係るシステムを早急に構築することが望ましい。

(2) 私立大学における部門別計算の状況

私立大学においては学校法人会計基準（文部省令第18号。以下「基準」という。）に基づき、資金収支内訳表、人件費支出内訳表及び消費収支内訳表という部門別計算に係る計算書類の作成が義務づけられており（基準4条）それぞれの記載様式も定められている（基準第2号様式、第3号様式、第5号様式）。

また、部門は、「学校法人」、「各学校」、「研究所」、「各病院」、「農場、演習林その他各学校に掲げる施設の規模に相当する規模を有する各施設」に区分するが（基準13条1項）このうち「各学校」については、2以上の学部を置く大学にあっては学部（当該学部の専攻に対応する大学院の研究科および別科を含む。）に細分し、学部の専攻に対応しない大学院の研究科は一つの学部として区分するものとされている（基準13条2項）。

なお、資金収支内訳表等の作成方法は、「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について（通知）」（文管企第 250 号 昭和 55 年 11 月 4 日 文部省管理局長通知）に示されているが、ここでの部門別計算に係る基本的な考え方は次のとおりである。

ア 特定の部門のものとして把握できる収支額は、当該部門へ直接計上する。

イ 各部門に共通する収支額は、在学者数、教（職）員数、使用時間または使用面積等、妥当と考えられる比率により関係部門に配分する。

ウ 各部門に共通する収支額のうち適当な配分基準がないものは、各部門の収入額または支出額の合計額の比率により配分する。

（ 3 ）部門別収支計算書の試算

次に掲げる前提条件に基づき、東京都立大学の部門別収支計算書を試算した結果は以下のとおりである。

（前提条件）

ア 部門別計算の基本的な考え方は、私立大学の資金収支内訳表の作成方法を参考とした。

イ 部門は、「事務局」、「人文学部」、「法学部」、「経済学部」、「理学部」、「工学部」、「都市研究所」に区分した。

なお、大学全般の事務取扱部署である事務局（総務課、企画調整課及び会計課）に係る収支額を集計する部門として「事務局」を設定した（注）。

ウ 大学院のうち社会科学研究科は、人文学部、法学部、経済学部の 3 学部に対応するため、当該研究科の在学生数を関連する学部に区分し、その比率により当該研究科の収支額を 3 学部に配分した。

エ 財団法人東京都生涯学習文化財団（平成 10 年度は財団法人都民カレッジ）に対する補助金は都民カレッジという科目で「事務局」に計上した。

オ 給料及び職員手当等は、原則として教職員の給与データを手作業により部門別に集計し、各部門に計上した。また、共済費は給料の比率により各部門に配分した。

カ 各部門に共通する収支額を関係部門に配分する基準としては、学生数、留学生数、志願者数、教職員数、建物面積等を用いているが、これらのうち学生数及び教職員数は次のとおりである。

部門別の学生数及び教職員数

(単位：人)

年度	学部等	事務局	人文学部	法学部	経済学部	理学部	工学部	都市研究所	合計
	摘要								
10年度	学生数		1,287	915	843	1,418	1,876	60	6,399
	教職員数	57	188	48	44	250	236	14	837
	教員数	3	170	35	33	207	182	7	637
	職員数	54	18	13	11	43	54	7	200
11年度	学生数		1,241	864	859	1,430	1,899	60	6,353
	教職員数	60	181	48	44	245	232	14	824
	教員数	3	164	35	34	202	179	7	624
	職員数	57	17	13	10	43	53	7	200

(注) 1 平成 10、11 年度ともに 5 月 1 日現在のものである。

2 学生数には大学院生数を含んでいる。

キ 退職金は都立の大学の支出には計上されないため今回の集計からは除外した。

ク 第一部(昼間部)と第二部(夜間部)との部門区分は行っていない。

ケ 入学金は当年度の収入額(翌年度の新入生に係る入学金)を計上し、前受金収入としては認識していない。

コ 科目の配列は基本的には局別科目別決算資料に従うものとし、表示科目については主要な科目のみを記載した。

サ 人文学部は、全学部共通の語学等の教養科目について、他学部と比較して多く担当しており、それに係る支出を含んでいる。

シ 金額は千円未満切捨てにより表示している。

平成10年度 部門別収支計算書

(単位:千円)

科目	部門	事務局	人文学部	法学部	経済学部	理学部	工学部	都市研究所	合計
収入		1	568,347	432,164	410,100	847,799	1,088,625	29,751	3,376,791
使用料			456,277	358,118	337,019	538,287	740,966	23,078	2,453,748
授業料			449,058	354,916	333,860	532,325	732,089	22,687	2,424,937
その他			7,218	3,202	3,159	5,962	8,877	391	28,811
手数料			39,715	23,356	18,430	36,075	48,217	1,775	167,570
入学考査料			39,064	23,014	18,107	35,348	47,103	1,756	164,394
その他			651	342	323	726	1,114	18	3,176
国庫補助金						23,964	10,589		34,553
寄附金						5,250	72,116		77,366
諸収入		1	72,354	50,688	54,650	244,222	216,736	4,897	643,553
受託研究費						150,115	80,694		230,809
入学金			54,843	39,366	43,760	76,005	111,915	4,050	329,940
その他		1	17,511	11,322	10,889	18,102	24,127	847	82,804
支出		1,031,400	3,128,109	1,001,666	979,620	4,837,399	4,710,705	364,811	16,053,712
管理費		1,028,570	2,836,371	915,055	876,597	3,985,431	3,914,002	210,445	13,766,474
給料		227,835	1,055,598	234,559	224,660	1,312,702	1,214,392	69,340	4,339,089
職員手当等		207,983	903,745	198,506	192,537	1,116,240	1,029,203	62,482	3,710,700
共済費		60,852	281,938	62,648	60,004	350,607	324,350	18,520	1,158,921
図書館等運営費			233,169	165,772	152,728	256,902	339,879	10,870	1,159,323
校舎管理		219,842	164,561	164,561	164,561	711,485	747,973	38,388	2,211,372
都民カレッジ		291,012							291,012
その他		21,044	197,359	89,006	82,105	237,492	258,203	10,843	896,055
入学考査費			17,893	11,673	9,108	15,951	22,155	536	77,319
研究奨励費			242,351	62,243	82,641	654,601	582,985	89,328	1,714,150
都市研究費								64,022	64,022
施設整備費		2,742	31,493	12,693	11,272	181,415	191,561	478	431,658
諸支出金		87							87
収支差額		-1,031,398	-2,559,762	-569,501	-569,519	-3,989,599	-3,622,079	-335,059	-12,676,921

平成11年度 部門別収支計算書

(単位:千円)

科 目	部 門	事務局	人文学部	法学部	経済学部	理学部	工学部	都市研究所	合 計
収 入		0	547,567	426,237	423,465	853,393	1,232,313	31,608	3,514,585
使用料			433,025	336,764	341,174	553,246	765,799	24,035	2,454,044
授業料			425,858	333,756	337,483	547,718	756,006	23,377	2,424,202
その他			7,166	3,007	3,690	5,527	9,792	657	29,842
手数料			39,429	27,930	19,651	36,601	49,168	1,665	174,446
入学審査料			38,853	27,561	19,323	35,708	48,114	1,644	171,205
その他			575	368	327	893	1,054	20	3,240
国庫補助金						21,039	32,078		53,117
寄附金						2,650	68,328		70,978
諸収入		0	75,112	61,543	62,639	239,857	316,938	5,908	761,999
受託研究費			1,000			141,390	180,827		323,217
入学金			56,498	50,900	51,225	80,325	111,240	4,860	355,050
その他		0	17,614	10,642	11,413	18,142	24,871	1,048	83,731
支 出		1,023,844	3,040,697	968,832	964,506	4,661,411	4,668,007	330,625	15,657,924
管理費		1,021,846	2,763,124	883,866	863,921	3,911,904	3,822,320	204,237	13,471,219
給 料		228,682	1,059,796	235,431	225,495	1,317,855	1,218,358	68,491	4,354,110
職員手当等		199,871	870,985	193,917	189,251	1,080,494	977,283	59,518	3,571,322
共済費		58,924	273,077	60,663	58,103	339,571	313,933	17,648	1,121,921
図書館等運営費			212,866	148,200	147,343	245,285	325,732	10,291	1,089,721
校舎管理		216,622	162,150	162,150	162,150	701,065	737,018	37,826	2,178,985
都民カレッジ		296,812							296,812
その他		20,932	184,248	83,501	81,577	227,631	249,993	10,461	858,345
入学審査費			16,707	13,195	8,784	14,804	20,823	430	74,747
研究奨励費			233,367	59,619	78,221	588,207	633,921	68,965	1,662,302
都市研究費								56,647	56,647
施設整備費		1,970	27,497	12,151	13,578	146,495	190,941	344	392,979
諸支出金		28							28
収支差額		-1,023,844	-2,493,130	-542,595	-541,040	-3,808,017	-3,435,693	-299,017	-12,143,338

(注) 公立大学では私立大学における「学校法人」部門が存在しないため、収支額の全てを各学部及び研究所に計上、配分する方法も考えられる。今回の試算により「事務局」部門に集計された収入額または支出額を、各部門に集計された収入額または支出額の比率により配分した場合には以下のような結果となる。

部門別収支計算書(「事務局」部門費配分後)

(単位：百万円)

年度	学部	人文学部	法学部	経済学部	理学部	工学部	都市研究所	合計
	収支							
10年度	収入	568	432	410	847	1,088	29	3,376
	支出	3,342	1,070	1,046	5,169	5,034	389	16,053
	差引	2,774	638	636	4,321	3,945	360	12,676
11年度	収入	547	426	423	853	1,232	31	3,514
	支出	3,253	1,036	1,031	4,987	4,994	353	15,657
	差引	2,705	610	608	4,134	3,762	322	12,143

(東京都立大学)

7 産学連携について

大学はもともと教育・研究を通じて社会に貢献しているものではあるが、より積極的に大学の有する知識・技術・研究成果を社会に還元するとともに、企業からの研究資金、企業のノウハウ等を活用して大学の教育・研究活動をますます活性化していくべき使命を有している。

産学連携を円滑に進めるためには、次の三つの機能が必要であるとされている。

大学で行われている研究を外部に紹介したり、外部からの照会を受けて研究室を紹介するといった窓口機能。

共同・受託研究などの外部資金の受け入れをきちんと事務処理するための機能。

教員の研究成果を管理し、それを産業界に移転する機能。

現在の都立各大学には、これらの機能を果たす組織は存在しないか、あるいは、十分に機能していないため、産学連携がはかばかしい成果をあげるに至っていない。

このような事態を打開するために、以下に述べるような方策を検討されたい。

(1) 教員に対するインセンティブの付与について

都立の大学教員の多くは、研究の成果について特許等を取得するよりも論文で学会等に公表することの方を重視する意識が強く、特許などの知的所有権を特に意識せずに研究に取り組んでいるのが実状である。このような事態を招いた主な原因としては、これまで、教員による特許取得や起業などが特に奨励されてこなかったことがあげられる。教員は、自分の業績に反映されないのであれば、漫然と共同研究の相手先の企業に特許を渡してしまう可能性もある。

こうした状況を変えて、都立の大学にとっての研究活動の効率化を図るためには、教員が特許等の知的所有権を取得することに対する動機付けを行う必要がある。

そのために、教員に何らかのインセンティブを与え、特許等の取得や起業を促すことを検討されたい。

(2) 教員自らが研究成果を起業化する仕組みの構築について

地方公務員法第38条の規定によると、教員を含めた地方公務員は、営利企業等への従事は原則として禁じられている。しかるに、任命権者たる知事の許可がある場合に限って兼業兼職ができることになっているが、教員がこのような許可を得て自己の研究活動の成果を自ら起業化する道が開けることは、大学の教員が現場を知ってその体験を大学に持ち帰り、自分の研究なり、教育に役立てることが可能となり、大学の研究活動及び教育活動はますます活性化が図れるものと考えられる。

以上の趣旨から、任命権者におかれては、都立の各大学の教員について兼業兼職を許可する基準の見直しを検討されたい。

(3) 研究成果を活用して起業する教員に対する融資制度等の創設について

教員が起業する場合に、事業に融資する仕組みを創設したり、TAMA-TLOなどの技術移転機関を活用して経営、法務、会計、マーケティングなど、企業経営のノウハウ等を援助する仕組みを構築することを検討されたい。

(4) 外部資金の導入の促進について

「産業技術力強化法」の施行に伴い自治省行政局行政課長名の通達が発せられて、奨学寄付金、受託研究・共同研究のための資金等の受け入れについて弾力化が図られたところであるが、外部資金の円滑な導入という点では未だ十分とは言えない状況である。

すなわち、地方公共団体の一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならないため（地方自治法第210条、総計予算主義の原則）、外部資金の提供の申入れがあっても、歳出予算を超えての支出はできないことから、外部資金受入が制約されることとなっている。

したがって、外部資金の円滑な導入に向けた対応策を検討されたい。

(東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立短期大学、東京都立保健科学大学)

< 財産管理関係 >

(指摘)

8 公有財産台帳の早期整備及び適時の公有財産異動状況報告をすべきもの

(1) 公有財産台帳の保持すべき記載要件等について

東京都公有財産規則(以下「公有財産規則」という。)には、公有財産については台帳を備え付け、異動のあった都度、補正し、かつ、必要な図面その他の資料を附属させておくべきことが定められている(第17条)。この規定は公有財産の維持管理を万全とするために置かれたものと考えられる。

しかしながら、東京都立大学においては、必要とされている記載事項(例:土地の上にある所有建物・工作物や使用許可状況についての履歴等)について不備があり、添付資料(例:案内図、実測図、平面図、登記簿謄本等)についても完全には添付されていないものがある。

財産の正確な把握は、投下資金を有効活用するために最低限必要な行為であり、また、財産を正確に把握し適切に管理していなければ、今後の修繕計画が円滑に作成されなくなる恐れが生じる。

(2) 公有財産の異動状況報告について

公有財産に異動があった場合には、その異動状況を年2回(4月から9月分は10月、10月から翌年3月分は翌年4月)財務局に通知する必要がある(公有財産規則第23条)。この規定は財産の残高を正確に把握するために設けられたものと考えられる。

しかしながら、東京都立大学においては、毎回報告が半年間遅れており、期日までに公有財産の異動状況が報告されていない。

これらの原因は、管財担当1名のみで、財産の使用許可から管理までを行っており、台帳の整備にまで手が回らないためである。さらに、担当の任期が1~2年と短いため、その期間に会得した事務ノウハウを生かす余裕もなく、次任者への業務の引継も十分に行われていないという事情にもよる。

現状の人員体制の中で、公有財産台帳を早期に整備し、公有財産の異動状況を適時に報告されたい。

(東京都立大学)

9 公有財産台帳の記録者及び管理者について検討すべきもの

公有財産台帳の記載は、衛生局医療計画部が東京都立保健科学大学からの報告により、台帳の記事欄に記録を行っている。その結果、大学から医療計画部への報告の遅れが発生することにより、台帳記録と現物との乖離が生じることがある。

財産を直接管理しているのは大学であるため、台帳の記録と現物の管理は共に大学において行うべきである。

公有財産台帳の記録と現物の管理を東京都立保健科学大学が行い、台帳の写しを衛生局医療計画部に提出する手続への変更を検討されたい。

(東京都立保健科学大学)

10 施設設備の大規模修繕計画及び取替更新計画を策定すべきもの

(1) 東京都立大学

建物・工作物について長期的な大規模修繕計画の策定を行っておらず、機器についてのみ修繕履歴等を記した台帳整備を行っている段階である。

平成3年に建築された建物関係は、来年度で築後10年に達することから、大規模修繕を要する箇所が多発するものと予想される。現に、平成12年度においても空調設備2,000台の一部について運転状況が思わしくなく、予算の範囲内で修繕を行っている。

(2) 東京都立保健科学大学

大規模修繕もしくは設備等の取替更新については、それらの必要が生じた場合で、かつ、予算が手当された場合にのみ対応可能であるため、現状においては、施設設備に関わる長期的な大規模修繕計画は策定されていない。

校舎完成から10年以上が経過するため、今後は施設設備に関わる大規模修繕が次々に発生することが予想される。

大規模修繕には多額の費用を要するが、予算を計上できないという理由で教育に必須の設備に対する修繕を省略すれば、本来の保有目的の達成に支障が生じることになる。

したがって、長期的観点に立った施設設備の大規模修繕計画及び取替更新計画を早期に策定されたい。

(東京都立大学、東京都立保健科学大学)

1.1 物品管理について

(1) 備品管理の金額基準の見直し及び実地棚卸を実施すべきもの

物品は次に掲げる区分に従い、品名別に整理しなければならないとされている。

- 一 備品
 - 二 消耗品
 - 三 材料品
 - 四 動物
 - 五 不用品
- (東京都物品管理規則第6条1項)

物品のうち備品、不用品は、財務会計システムのデータファイルに記憶して整理しなければならない(東京都物品管理規則第6条の2)。

物品のうち備品の範囲は次のように定められている。

(a) 長期間に渡って、性質・形状を保ち且つ使用に耐える物品

(b) 購入予定価格(目途額)・評価額が2万円以上となる物品(動物以外)

(出納長より各局長宛通達「物品の管理について」(平成4年9月14日4出会第106号))

重要物品とは、出納長が重要な物品と定めた物品であり、備品及び動物のうち取得価額(契約金額)が百万円以上のものである(東京都物品管理規則第6条2項、出納長より各局長宛通達「物品の管理について」(平成4年9月14日4出会第106号))。

この基準により受払管理される備品について、出納機関は、毎年3月31日現在における物品台帳(具体的には物品管理者別物品一覧表、所在場所別物品一覧表)を発行し、物品の状況を、物品管理者に確認させることになっている(東京都物品管理規則第25条(供用備品等の管理)3項)。

しかしながら、備品の在庫調査に係る各大学の現状は、以下のとおりである。

ア 東京都立大学

物品の現物の管理については、各学部分はその教員に任されている。毎年春と秋に各教員に調査用紙を配布し、不用品とすべき物品及び廃棄すべき物品のリストアップを指示している。このデータに基づいて、物品管理者は廃棄すべき物品及び不用品の返納の手続、不用品への区分換えの手続、廃棄すべき物品の払出の手続をとっている。物品台帳と現品との照合は、毎年行う自己検査にてサンプリングにより照合されている。しかしながら、網羅的な実地棚卸は実施されていない。

物品の種類及び数量が膨大であるため、物品の異動に伴う事務手続(返納、不用品への区分換え、廃棄品の払出手続)が追いつかず、現物の異動に対応して、これらの異動手続を網羅的に行うことが困難となっている。したがって、物品台帳は、必ずしも現在の物品の所在をすべて正確に示すものとはいえなくなっている。

イ 東京都立科学技術大学

従来、網羅的な実地棚卸が実施されてこなかった。このため、平成 11 年度より実地棚卸をすることとし、第一次として 11 年 12 月から 12 年 2 月にかけて全体の半分程度を調査した。第二次として残りの部分を 12 年度に実施予定である。

11 年度の調査の結果、所在場所が移動したにもかかわらず、旧登録のままになっているもの、物品台帳に載っているが現物は廃棄済みのため存在しないもの、不用品へ区分換えすべきものが多数判明している。

外部監査人監査においてサンプリング調査したところ、物品台帳に記載されているもので現物が所在不明であるもの、物品台帳に記載されるべき備品でありながら記載されていないもの、備品データが二重登録されているものなどが散見された。

東京都立大学と同様に、物品の現物の異動に伴う事務手続が追いつかず、これを網羅的に行うことが困難となっている。

ウ 東京都立短期大学

年度末に在庫調査を実施しているが、すべての備品について一斉に行う厳密な意味での網羅的な実地棚卸を行っているものではない。

外部監査人監査においてサンプリング調査したところ、物品台帳に記載されているもので、現物が所在不明のもの、除却処理漏れのもものが散見された。

一般の備品については、その種類及び数量が膨大であり、物品台帳は現物の異動状況をなかなか完全には反映しきれないのが現状である。

エ 東京都立保健科学大学

定期的かつ網羅的な実地棚卸は行なわれていない。

オ 総括

上記のとおり各大学とも、備品についての実地調査は行われているが、厳密な意味での定期的かつ網羅的な実地棚卸が行われていない。定期的かつ網羅的な実地棚卸が行われないのは、備品の種類及び数量が膨大で、定期的に全ての備品についてこれを実施することは現在の担当者にとっては現実問題として不可能であるからである。

現実には、物品の購入時、除却時または所在場所変更時に、現物と通知書（物品受入、物品払出、物品区分換え）の内容が確認されているのであるが、例えば各通知書の届出が無く現物が除却されたり、あるいは所在場所が変更されてしまうと、物品台帳の記載内容が、現物の状態と異なってくることになる。

物品台帳が、備品、不用品の現状を示さなければ、現状の物品管理の用を十分に果たさないことになり、除却、区分換えの事実が十分に物品台帳に反映されなければ、それは過去の購入の履歴を示す帳簿としての意味しかないことになる。

実地棚卸は、このような現物と物品台帳との乖離を修正する唯一の方法である。したがって、現実的に実地棚卸を定期的かつ網羅的に実施できるような金額基準を設定（見直し）することが必要である。東京都の他の部局に係る規定にかかわらず、大学に固有の実現可能な金額基準を設定し、これによって備品を計上し、物品台帳による備品管理を行っていくべきと考える。

なお、定期的な実地棚卸には、同時期に全学一斉に実施する方法に代えて、年間計画（あるいは数年間の計画）の中でその実施範囲を合理的に配分し、その期間を通じて全体の棚卸を完了させる、いわゆる「循環棚卸」を含むものである。

したがって、4大学の備品に対して統一的に適用すべき金額基準の見直しについて関係部局に働きかけるとともに、その棚卸実施基準の整備について検討されたい。

（東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立短期大学、東京都立保健科学大学）

(2) 重要物品について物品台帳の記録整備及び実地棚卸を実施すべきもの

上記(1)のとおり各大学は、物品について網羅的な実地棚卸を定期的を実施していない。棚卸を実施すべき全ての物品(備品及び不用品)に対してこれを実施するのは現状では困難と考えられるが、重要物品については、その種類及び数量もある程度限定されるので、定期的な実地棚卸は可能と考えられる。

重要物品に関する各大学の在庫把握の現状は、以下のとおりである。

ア 東京都立大学

重要物品の現物の管理については、各学部分はその教員に任されている。上記(1)アで述べたとおり、毎年春と秋に各教員に調査用紙を配布し、不用品とすべき物品及び廃棄すべき物品のリストアップを指示している。なお、平成12年度にはじめて実地棚卸を実施している。

外部監査人監査においてサンプリングにより、現物と物品台帳との照合を行ったところ所在不明のものが散見された。

イ 東京都立科学技術大学

重要物品の現物の管理については、各学科分はその教員に任されている。上記(1)イで述べたとおり、従来より実地棚卸を実施しておらず、その物品台帳の整理状況は、一般の備品と同様、現物の状況を必ずしも現していない。

平成11年度の実地棚卸で判明したことによる異動の未処理が多数あるため、外部監査手続中においても、その異動をシステムに登録しつつある状況である。

ウ 東京都立短期大学

年度末に、在庫調査を実施しているが、一般の備品について述べたように厳密な意味での網羅的な実地棚卸ではない。

エ 東京都立保健科学大学

網羅的な実地棚卸は実施していない。

オ 総括

重要物品についても、上記(1)の一般備品と同様の受払管理が行われており、重要物品の異動の際、すなわち購入時、除却時または所在場所変更時に、現物とその異動の通知書(物品受入、物品払出、物品区分換え)の内容が確認されるが、例えば、各通知書の届出なしに現物が除却されたり、または所在場所が変更されてしまうと、重要物品の物品台帳の記載内容が現物の状態と異なってくることになる。すると、重要物品の物品台帳が的確に財産の現状を示さなくなり、財産管理に支障を来すことになる。

このような異動の際の処理漏れを発見し、重要物品に係る物品台帳と現物との状況の

乖離を是正するためには、定期的かつ網羅的に実地棚卸を実施する必要がある。したがって、物品台帳の記録の正確性を担保する受払システムの整備について検討するとともに、定期的に（少なくとも年に1度）重要物品の網羅的な実地棚卸を実施されたい。（東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立短期大学、東京都立保健科学大学）

（3）一般備品及び重要物品のデータ管理について改善すべきもの

一般備品及び重要物品の管理は、出納長室所管の財務会計システムにより行われている。しかし、このシステムだけで、各大学が一般備品及び重要物品を有効に管理していくことが困難な面が見受けられる。各大学の状況は、以下のとおりである。

ア 東京都立大学工学部

東京都立大学工学部では、市販の汎用データベースソフトを利用して、独自の物品管理システムを稼働させている。その対象は全ての一般備品及び重要物品である。

工学部では、物品管理の財務会計システム発足時より、従来の手書データを、この独自システムに全件インプットして、物品台帳のデータと同じデータを蓄積しており、物品台帳だけでは不足している物品管理のための情報を付加している。その理由は、所在場所については財務会計システムでは3桁のコードが設定されているが、工学部の物品管理では少なくとも5桁が必要であるなど、財務会計システムでは物品管理上のデータが不足しているためである。

独自システムの付加情報として、次のようなデータを追加している。

担当教員名、部屋番号、購入先、メーカー、型番、所在学科

異動の際の各通知書（購入、不用品への区分換え、廃棄等）により、異動データはすべてこの独自システムに入力しており、理論的には、独自システムのデータは、物品台帳のデータと同一のものが維持されていることとなっている。

しかし、この独自システムのデータ全部を、物品台帳のデータと照合したことはまだない。なお、この独自システムと財務会計システムとのデータの互換性はない。

イ 東京都立大学理学部

東京都立大学理学部では、市販の汎用表計算ソフトを利用して、重要物品のみについて、独自の物品管理システムを運用している。

現行の財務会計システムでは、所在場所別の管理が桁数不足で十分にできないため、所在場所、正確な取得年月日（物品台帳の取得年月日は古いものは正確でないものがある。）等を付加している。

重要物品の異動時の各通知書（購入、不用品への区分換え、廃棄等）により、異動データはすべてこの独自システムに入力しており、理論的には、独自システムのデータは、重要物品に係る物品台帳のデータと同一のものが維持されていることとなっている。

しかし、この独自システムの重要物品データ全部を、重要物品に係る物品台帳のデー

タと照合したことはまだない。なお、この独自システムと財務会計システムとのデータの互換性はない。

ウ 東京都立科学技術大学

財務会計システムによる物品台帳について、以下の点で不便を感じている。

- (ア) 規格欄 20 桁は少なすぎるので十分な情報が入力できない。
- (イ) 備考欄にデータを入力したいが、入力できるシステムになっていない。
- (ウ) 物品の管理者欄が用意されていない。
- (エ) その他の付加情報欄が用意されていない。

エ 各大学共通

東京都の財務会計システムの運用では、出納長室が、使用頻度の少なくなった品名コードを違う品名に振り当ててしまうことが往々にして行われる。このため一つの品名コードに複数の種類の備品が混在してしまうことが見受けられる。例えば、物品台帳の物品の種類として「携帯用コンピューター」があるが、この品名コードには、従前の「ワークステーション」として登録されていた物品が各大学には多数存在し、きめ細かい現物管理を阻害する側面がある。

オ 総括

上記のように財務会計システムにおける物品管理システムという一律のシステムだけでは、各大学において個別の備品が非常に管理しにくいという問題点がある。そのため各学部等が、多大な手間をかけてこれを別途管理しなければならないということは、人的資源、物的資源の有効活用とはいえない。

そこで、これらの問題を解決するための方法としては、例えば、財務会計システム自体を、各現場の要望を取り入れて改良するなどの施策が考えられる。あるいは各部局の独自システムのデータと財務会計システムのデータとが、データ変換等により、互いに利用できるような工夫が行われるべきである。

もしくは、管理帳簿の作成形式は各部局に任せ、出納長室が必要とする数値や内容のみを提出させるという方式を検討すべきものと考えられる。

(東京都立大学、東京都立科学技術大学)

(4) 物品管理番号による備品の現物管理を徹底すべきもの

財務会計システムにおける物品管理システムの物品管理番号は、シールにして各現物に付されているが、平成4年の物品管理システム稼働前の物品については、旧来の番号が付されたままである。

物品管理システム稼働に際して、それ以前に存在する物品についても、システムに入力したが、その際、現品との照合なしに物品台帳上のみ物品管理番号が採番されている。したがって、物品台帳上のデータと現物との対応関係が必ずしも明らかでないものが大量に存在している。物品台帳は、一件ごとのデータとその現物とが、物品管理番号を通じて対応されるものでなければならない。

早急に実地棚卸を実施して、網羅的に物品管理番号のシールの貼り付けを実施されたい。

(東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立短期大学、東京都立保健科学大学)

(5) 備品管理の改善をすべきもの

ア 実態に合わせた備品管理をすべきもの

備品についてはシステムに入力し、台帳管理することになっているが(東京都物品管理規則第6条の2) 初期登録した後、備品を当初の所在場所から移動した場合、その異動結果を台帳に反映させていないもの、また一式として登録した備品の一部を分解して移動した場合、その異動結果を台帳に反映させていないものがある。

備品を購入した後の台帳管理が不備であると、他の学科での有効利用の可能性も狭まり、また、今後の取替更新の資料として有効活用することが不可能になる。

(ア) 台帳は実態に合わせた形で登録・更新を行うこと

(イ) 複数の物を組み合わせて購入した備品は、一式ではなく、細分化した単位での登録を行うことにより、分解した場合にも対応できるようにすること、ないしは一式登録したとしても、その明細を添付しておき、備品本体には枝番を付したラベルを貼るようすること

などの工夫を行い、実態に合わせた現物管理を徹底されたい。

イ 備品の管理責任部署を明確化すべきもの

備品のシステム登録に際して、管理責任部署を全て庶務課としており、実態と異なっている。また、とりあえず保管場所を庶務課として仮登録しておき、後で本来の場所に変更しようとしているが、実際には変更が行われていない。

したがって、備品の管理責任部署を明確化するためにも正しい登録を行われたい。

(東京都立保健科学大学)

1.2 AV機器及びAV教材の棚卸をすべきもの

AV棟のAV機器及びAV教材の管理については外部業者に委託し、日々、日報を提出させている。

これらの機器・教材については、平成10年度において、外部業者に引き渡すために現品確認を行っており、平成11年度には新規購入した分のみを対象として現品確認作業を実施した。平成12年度については、7月に教材を、9月に機器備品を対象として、棚卸を実施している。

物品の管理や保管状況を確認するために、毎年度定期的に実地棚卸を実施されたい。
(東京都立大学)

1.3 不用品への区分換えを徹底すべきもの

学部等の研究室で不用になった備品を、部屋が狭いため不用品への区分換えの手続をせず、とりあえず廊下等に出して置く例が見受けられた。

物品管理者は、これらの備品の有効活用を図るため、不用品への区分換えの手続をとるように備品使用責任者に対し指導を徹底されたい。

(東京都立大学)

1.4 リース資産の導入か資産購入かについての判断基準を設定すべきもの

資産を導入する場合に、リースによる導入を図るべきか、購入すべきかについての判断基準が設定されていない。リースはリース期間が明確に定められ、更新が比較的スムーズにできること、リース契約に付帯して保守契約を締結できること、一方、購入は、その資産を除却し新規に購入する際に再び予算措置を講じなければならないこと等により、資産管理担当者にとってはリース資産導入の方が、実務的あるいは手続的には有利なことが多いが、経済計算的にいずれが有利かを判定する基準が必要と考える。

リースに関する規定、通達としては、総務局情報システム管理課による「平成11年度OA経費基準について」があるが、これはOA機器(パソコン等)についてのリース・保守の導入基準が、リース料率、保守料率の上限という形で示されているだけである。また、OA機器は事務管理用の機器に限定されており、教育研究用資産は含まないとされ、極めて限定された基準となっている。

リース資産導入か資産購入かについての総合的判断基準を関係部局と協議して設定されたい。

(東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立短期大学、東京都立保健科学大学)

(意見)

15 ソフトウェアの管理について

ソフトウェアの購入は、例えば、そのソフトウェアの供給媒体がCD-ROMであれば、現行の品名コード表での取扱いでは、「コンピュータ周辺機器」の「補助記憶機器」の「CD-ROM」に該当し、「消耗品」として扱われる。フロッピーディスクで供給されても同様に「消耗品」である。したがって、これらの媒体によるソフトウェアの購入は、金額の大小に関係なく、一般需用費等の費目で計上され、備品のように、購入予定価格2万円以上は物品として資産管理する、ということがない。

しかし、ソフトウェアは一種のライセンス(それを使用許諾させる権利)を受けたものと考えたと無形固定資産的な側面を持っており、高価なソフトウェアを購入し、それを数年間使用し続けるのであるから、これを資産管理の対象として、一定期間リストアップし、その保有、または、利用状況を把握しておくべきと考える。

物品管理と同様に、一定額以上の購入ソフトウェアについては、一定期間その保有・利用状況を把握するため、受払、除却等の報告制度、残高管理制度が構築されるべきものとする。

ソフトウェアの購入例

(単位:円)

大学名	購入年月	ソフト名称	購入金額
東京都立大学	平成12年2月	Art View3 - 1 および Sputia/Anaiyst	945,000
"	平成11年10月	QuarkXPress4.0 日本語版 for Mac 他	838,740
"	平成11年10月	Adobe Publishing Collection for Win	745,185
"	平成11年9月	道路橋示方書対応耐震設計システム	525,000
科学技術大学	平成11年8月	有限要素法構造解析ソフト	787,500
"	平成11年10月	工パ-ルツァ スクリプション	472,500
"	平成12年1月	ESDB - UX - F1	274,312
短期大学	平成11年7月	CART for Win95 / NT with DBMS	166,320

(東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立短期大学)

1.6 不用品の再生及び相互利用の促進について

不用品として区分換えされた物品でまだ使用に耐えるもののうち、他の場所で有効利用できる可能性があるものは積極的に転用が図られるべきである。しかし、不用品を利用するためには、その受入部署において、使用可能な状態にするための修繕費、運搬費を負担しなければならず、それを積極的に利用しようとするインセンティブが減殺されてしまう傾向がある。

利用可能な不用品を有効利用するため、財務会計システムの「所属替えあっせん」手続を大いに活用し、また、東京都全体の通信LAN「TAIMS」への情報提供が望まれる。あるいは、さらに民間をも含めたところで、利用可能不用品のリサイクル市場の創設も考えられる。例えば、民間の専門業者に委託するなどして、集結した不用品を魅力ある商品として再生し、上記諸システムを通じて広報するなどの積極的な相互利用の体制作りが必要と考える。

(東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立短期大学、東京都立保健科学大学)

< 図書関係 >

(指摘)

1.7 学部・学科の研究費で購入した図書の図書館登録への早期化を検討すべきもの

研究費で購入する図書については、原則として、学部・学科に納品された後、そこで検品を行い、次に図書館へ送り、システム登録が完了した後に学部・学科へ返送されることになっている。しかし、教員が論文執筆に使用する場合や授業に使用する場合には、購入図書を図書館へ送らず(したがって書籍登録も行われず)、学部・学科内にそのまま残留させている。ある学科では、平成8年度に購入した数冊の図書が図書館に送られず、ロッカーに残されていた。

学部・学科において購入図書が残留するのは、学部・学科内での手続の遅れもあるが、図書館でのシステム登録に3週間程度の期間を要することが一因となっている。

研究費で購入した図書も、全て図書館登録をした上で教員に配布されるべきであり、学部・学科の手続及び図書館でのシステム登録が早急かつ確実に行われる仕組みを検討されたい。

また、大学全体の蔵書の6割を占める各学部図書室の図書について、図書館システムに登録している点は評価するが、全学的に、さらに4大学において、より有効に利用するために、図書館を中心とした運営システムについても検討されたい。

(東京都立大学)

1.8 研究費で購入する図書の管理について改善すべきもの

研究費で購入した図書についても備品と同一の取扱いをしているため、1冊の単価が2万円未満の図書は、大学に対する寄付の対象にはなっていない。

研究費で購入した図書の所有権は大学にある以上、研究費で購入した全ての図書は、金額の多寡にかかわらず、現在導入中の図書館システムに登録し、教員が研究室に保有する図書についてもシステム上で把握できる仕組み作りについて検討されたい。

(東京都立短期大学)

19 図書の棚卸を実施すべきもの

(1) 東京都立科学技術大学

図書館開館以来、棚卸を実施したことが過去に一度もない。

(2) 東京都立短期大学

昭島キャンパスでは、直近では平成6年度に図書の棚卸を実施しているが、その後定期的な棚卸を実施していない。現在は、図書館システムを導入するための準備作業として、図書カード・図書台帳と現物の図書との照合を行っている。

図書の管理のために、図書館システムを利用し、研究室内の図書も含めて定期的な棚卸を実施されたい。

(東京都立科学技術大学、東京都立短期大学)

20 図書館の未返却図書に関わる規程の整備をすべきもの

図書館で貸出された図書について、貸出期間を経過しても返却されないものについては、本人への督促等により返却させるための対応が図られている。しかしながら、図書の督促手続については規程等に明記されていないため、慣例的に督促が行われている状況にある。

他方、東京都立大学では、「東京都立大学附属図書館規程施行細則第21条」において、未返却図書の督促手続が定められており、督促経過てん未書の記載まで要求されている。

図書は大学における貴重な財産の一つであるため、図書館規程等において未返却図書の督促手続を定められたい。

(東京都立科学技術大学、東京都立短期大学、東京都立保健科学大学)

2.1 未返却図書に関する督促状送付先住所の共有をすべきもの

未返却図書については、未返却図書の一覧表をもとに、実際に本が返却されていないか蔵書確認を行い、未返却者に対して葉書で督促状を発送している。図書館本館において督促状送付の状況は以下のとおりである。

	平成 10 年度	平成 11 年度
発送回数	2	4
発送数（郵送及び学内便）	948	1,526
内、郵送数	906	1,455
宛先不明分	データ無し	78
郵送数に対する不明割合	-	5.4%

この未返却図書において督促状送付を行うのは、図書館で利用者が図書利用カードを作成するときに記入する住所に対してであり、学部で保有しているデータとは連動していない。このため、住所変更時においては住所の変更が図書館には連絡されず、督促状が本人まで届かない可能性が生ずる。

督促状送付における、平成 11 年度の発送内訳は以下のとおりである。

発送日	11.5.26	11.9.7	11.11.12	12.1.21	合計
郵送数	361	322	423	349	1,455
宛先不明分	43	10	9	16	78
不明割合	11.9%	3.1%	2.1%	4.6%	5.4%

平成 11 年度の第 4 回（平成 12 年 1 月 21 日）に発送した、宛先不明分について学部のデータと照らし合わせて確認したところ、以下のような状況となっていた。

郵送数 349 件の内、宛先不明分は 16 件（本の冊数にして 32 冊）

宛先不明分 16 件に対して、学部データでの住所と差が生じており、不明となったと思われるもの 11 件（本の冊数にして 20 冊）

東京都立大学における蔵書は通常の一般公共図書館に比べて専門性が高いため、図書が最終的に返却されないと、当該図書の絶版などにより、入手が困難となる可能性が出てくると考えられる。

このため、学部で保有している住所データを利用し、宛先不明分については正しい住所に対して送付する必要がある。また、将来的には、学部データと図書館利用者における住所などの必要データについては共有することが望まれる。この点は、将来の検討課題としているとのことであり、費用対効果を考慮しつつ、推進されたい。

（東京都立大学）

(意見)

2.2 図書一括購入業者の選定について

図書館が購入する全ての図書については、図書委員会における年4回の選定を行い、この選定会議の結果、購入図書のリストを作成し、庶務課に回付している。庶務課では購入先の業者について毎回入札による選定を行い、業者に発注し、納品させるという事務フローになっている。

他方、東京都立大学においては、年度始めに図書1冊あたりの割引率を入札させることにより、業者を決定しているため、図書購入の都度、入札による業者選定は行っていない。

適時に図書を購入し、かつ、事務負担を軽減化するために、業者選定の入札を年1回にすることを検討されたい。

(東京都立保健科学大学)

2.3 未返却図書の請求に関する電子メールの利用について

現在、未返却図書の請求については、葉書で督促状を発送している。この発送数は図書館本館では平成10年度で948件、平成11年度では1,526件となっている。約130万冊の蔵書の内、約60万冊が図書館本館にあり、それ以外が学部にある現状からすると、学部の督促状送付も含めれば、この数はさらに大きくなる可能性が高い。

この督促状送付について、東京都立保健科学大学では電子メールを利用して行っている。卒業生などの場合は難しい面はあるが、東京都立大学においても大部分の学生に対して電子メールアドレスが付与されている。電子メールの利用により、葉書代が節約されるのはもとより、督促についても今まで以上にこまめに行うことも可能となる。また、未返却に対して不明な場合も確認という形で問い合わせることができる可能性もあることから、今後電子メールの利用を検討することが望まれる。

(東京都立大学)

2.4 国立情報学研究所への図書データの提供について

全国の大学の図書データを共有化するために、大学共同利用機関である国立情報学研究所が、各大学の情報提供を基に、図書館所蔵データを蓄積して公開している。東京都立大学は、図書データの登録の際に、この国立情報学研究所がインターネット上で公開している図書館所蔵データをダウンロードして入力効率の向上を図っているが、国立情報学研究所へのデータの提供は行っていない。

東京都立大学でのホームページでは東京都立大学における図書情報を公開しており、このデータを国立情報学研究所の図書館所蔵データ用に変換すれば、初めからこのために手で入力する必要はなく、ある程度容易に対応が可能となると考えられる。東京都立短期大学は図書データの電子化が行われていないため難しい面があるが、東京都立科学技術大学及び東京都立保健科学大学はデータの提供を行っている。

国立情報学研究所の図書館所蔵データは、全国の大学図書館等が所蔵する図書・雑誌の総合目録データベースをインターネット上で検索できるものであり、単に利用するのみではなく、都立の大学というその性格からも、積極的にデータを提供することが望まれる。

(東京都立大学)

< 研究費関係 >

(指摘)

2.5 研究計画書等を作成すべきもの

「東京都立科学技術大学研究交付金の執行に関する規程」第4条によると、教員は研究計画書の作成が義務づけられている。また、同規程第23条及び第25条は研究交付金の交付を受けた教員に、収支決算報告書及び研究報告書の作成、提出を義務づけている。

しかしながら、平成11年度の学長推薦研究費3,735千円のうち3,450千円については、研究計画書、収支決算報告書及び研究報告書が作成されていない。学長推薦研究費についても、研究計画書等を必ず作成する必要がある。

(東京都立科学技術大学)

2.6 研究用備品の管理を是正すべきもの

「東京都立科学技術大学研究交付金の執行に関する規程」第26条によると、教員が交付金(研究費)によって設備、備品、または図書を購入したときは、直ちに大学に寄付することが義務づけられている。

平成11年度に研究費で購入された備品について、約4,628千円の備品が大学に寄付されていなかった。これらの備品については、早急に、大学へ寄付させる必要がある。なお、「寄付」とは、所有権を移転することを意味する。

(東京都立科学技術大学)

2.7 財団法人等からの研究助成金について

(1) 研究助成金の把握をすべきもの

教員が財団法人や研究機関等に応募し交付される研究助成金は、事務局会計課に助成金の交付決定通知が届くものについてのみ大学として把握できるが、それ以外の助成金については大学として把握できない状況にある。

この点について、東京都立保健科学大学では、教員が外部機関の募集する研究助成事業に応募する場合には、事前に学長の承認が必要とされているため(受託研究等取扱規程第9条)、大学として応募研究の全貌を把握できる体制になっている。

財団法人等から助成を受ける研究活動については、教員が公務として行うものであり、また、大学全体として研究活動の実態を把握したり、研究助成金の受入状況を対外的にPRするためにも、これらの交付状況を一元的に管理されたい。

(東京都立大学)

(2) 助成金により購入した備品等について大学に帰属させるべきもの

教員による財団法人等への応募研究については、当該助成金で購入した備品、図書について、文部省の科学研究費補助金で購入した場合とは異なり、特に義務的な寄付手続

の対象とはしていない。しかしながら、助成金は、教員が都立の大学の教員の立場で応募し、研究も大学の施設設備を利用して行うものであるため、当該助成金で購入した備品等は本来、大学の財産に帰属するものといえる。

当該備品等についても、所有権の帰属関係を取扱規程等により明確化し、大学に帰属するようにされたい。

(東京都立大学、東京都立保健科学大学)

2.8 研究活動に係る自己点検・評価について

(1) 研究活動に係る自己点検・評価を実施すべきもの

研究奨励費に係る事務手続については、他の研究費と同様にその計画から結果報告に至るまで一定の手続通りに処理されている。しかしながら、基本的には、当初の研究費予算を着実に執行し、研究経過や研究業績等を形式的に報告しているのが現状であり、研究成果に対する評価までは行われていない。

研究教育活動の評価に関しては、「東京都立大学自己点検・評価委員会規程」が定められており、この中で、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価(以下「自己点検・評価」という。)を行うことを目的に、全学委員会と10の部局委員会が設置されている(第1条)。

学部や研究科における研究活動等の評価は、各部局委員会で実施し、実施結果は全学委員会に報告され(第7条第1項)、最終的に自己点検・評価報告書として公表される。最近公表された自己点検・評価報告書は、平成9、10年度を対象とした「東京都立大学98 教育と研究の改革 (第4回 自己点検・評価報告書)」であるが、この中で各部局から報告された研究活動に係る記述は、ほとんどが研究費予算の獲得実績、研究テーマの紹介、研究発表状況等の記載までであり、研究活動の評価にまでは及んでいない。

また、平成12年度点検作業の実施方針において、可能な限り積極的な相互批判や絶対評価方法を導入することが、平成12年1月の全学委員会で確認されているが、自己点検・評価の具体的な実施基準については検討中の段階にある。

「東京都立大学自己点検・評価委員会規程」の趣旨に従い、各学部や研究科の研究活動についての自己点検・評価を早急に実施されたい。

(上記事項に添える意見)

(2) 研究費の配分について

平成 10、11 年度における研究費支出総額(間接費としての光熱水費等を除く)とその主な内訳は以下のとおりである。

研究費支出総額一覧表

項目	平成 10 年度		平成 11 年度		前年比 (%)
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	
研究費支出総額		1,552,743		1,482,453	95.4
(主な内訳)					
研究奨励費	31	1,047,579	31	943,237	90.0
都市研究費	10	58,808	10	52,927	89.9
特定研究費	10	100,000	9	90,000	90.0
受託研究費	43	114,149	43	94,496	82.7
提案公募型研究費	11	120,598	14	199,017	165.0
教育研究奨励寄附金	86	57,939	77	52,442	90.5

(注) 上記のうち、研究奨励費、都市研究費及び特定研究費は東京都の一般財源に基づく研究費であり、受託研究費、提案公募型研究費及び教育研究奨励寄附金は国もしくは民間企業等からの外部資金に基づく研究費である。

研究費支出の大半を占める研究奨励費は、各講座ごとの研究テーマに係る経常的な研究費であるが、平成 11 年度では前年度予算に対して総額で 10%減の予算編成が行われた。この予算方針に従い、講座別の研究費予算も画一的に前年度予算の 10%減により決定され、実際に同額が支出されており、特に研究成果は考慮されていない。

したがって、研究費の配分にあたっては、自己点検・評価及び平成 12 年度から一部学部で行っている外部評価の結果等を考慮されたい。

(東京都立大学)

(意見)

2.9 受託研究費の導入について

受託研究費の導入については制度として確立されているが、その導入実績は平成 10 年度が 1,280 千円(1件)、平成 11 年度が 1,000 千円(1件)であり、かつ、両年度とも同一の教員が受け入れており資金提供先も同一である。現状では有効に活用されているとはいえない。

この制度を広く教員に知らしめることで、教員に自己の研究成果を公表させること等により、積極的な外部資金導入の拡大を図りたい。

(東京都立短期大学)

3.0 教員研究費に係る研究成果の公表について

「東京都立短期大学研究交付金の執行に関する規程」第 30 条によると、特定研究費の交付を受けた者は、研究終了後 1 年以内に、以下の方法によって研究成果を公表すべきであると規定している。

研究報告書による報告

研究報告会における報告

学会誌等専門的機関誌への掲載または著作物の刊行

他方、教員研究費については、同規程第 26 条によって研究経過報告書及び収支決算報告書を作成し、これらを提出すべきことを定めているが、研究成果の公表については何ら規定されていない。

教員研究費といえども大学の予算を使用するため、特定研究費の公表と同様に研究成果の公表について検討されたい。

(東京都立短期大学)

<その他>

(指摘)

3.1 切手の購入方針について検討すべきもの

平成10年度及び11年度の切手の受払金額は次のとおりである。

(単位：千円)

年 度	前年度繰越	購入額	使用額	当年度残高
平成10年度	2,600	2,868	2,590	2,878
平成11年度	2,878	1,170	2,391	1,656

切手は必要の都度、購入するのが原則であるため、年度末において多額の残高は生じないはずである。しかしながら、平成11年度末では前年度末よりも残高は1,222千円減少しているものの、年度末において切手の未使用残高が多額に残る状況にある。

特に200円切手については、平成10年度末で300枚(60千円)の残高を有していたが、平成11年度で更に1,200枚(240千円)を追加購入し、平成11年度中には1枚も使用していなかった。

切手の適切な購入方針について検討されたい。

(東京都立科学技術大学)

(意見)

3.2 入学金等の納入方法の見直しについて

東京都立保健科学大学において授業料の納入は指定金融機関への振込によっているが、入学金については入学手続き時に現金で受領し、当日の午後4時頃に金融機関の担当者へ現金を引渡している。

平成11年度における入学金の納入区分別の納入件数・納入額は以下のとおりである(平成10年度の納入件数は276件、納入額は53,352千円)。

区分	納入日	件数	金額(千円)
推薦入学	平成11年12月20日	48	6,480
一般入学者選抜試験(前期日程)	平成12年3月15日	119	28,215
一般入学者選抜試験(後期日程)	平成12年3月27日	28	6,210
同上追加合格	平成12年3月30日	2	405
同上追加合格	平成12年3月31日	3	810
合計		200	42,120

入学金の納入方法は都立の他の大学では、指定金融機関への振込方式を採用しており、東京都立保健科学大学のみが現金納付方式を継続しているが、後者の方式を採用することについての明確な根拠がある訳ではない。

また、現金納付方式による場合には、以下のような不合理な面がある。

キャッシュ・レス化に反するものであり、多額の現金を取扱うことにより現金の盗難、紛失等の危険が生じること

現金納入時に手書作成の領収書を交付する必要があるため、事務負担が増加すること

入学手続き当日に金融機関へ現金を引渡す都合上、手続き時間を午後3時頃までに狭める必要があること

したがって、現金による収納は極力減らすように対処すべきであり、入学金の納付方法については振込方式の採用を検討されたい。

また、看護教員養成講座に係る受講料についても現金により収納しているが(平成10年度8,428千円、平成11年度8,033千円)これについても振込方式の採用を検討されたい。

(東京都立保健科学大学)

3.3 看護教員養成講座に係る選考料の徴収について

看護教員養成講座は定員 80 名、受講期間 1 年として、国（厚生省健康政策局看護課所管）の看護婦等養成所の運営に関する指導要領の規定に準じ、国の認定を受けて行われている。当該講座の受講料は 1 名につき 131,700 円を徴収しているが、受講者選考料については特に徴収していない。

当該講座に係る平成 10、11 年度の受講者選考状況は次のとおりである。

（単位：人）

年 度	応募者数	受験者数	合格者数
平成 10 年度	140	127	77
平成 11 年度	116	107	71

受講者選考に当たり、平成 11 年度では募集要項や試験問題の印刷等により約 80 万円の経費を要しており、試験日には教職員 20 数名の人員を投入している。

入学考査料（16,000 円）と同様に、当該講座に係る選考料の徴収について検討されたい。

（東京都立保健科学大学）

3.4 休学者に対する学籍管理料の徴収について

都立の大学における休学者の状況は次のとおりである。

（単位：人）

大 学	平成 10 年度		平成 11 年度	
	前期	後期	前期	後期
東京都立大学	168	179	177	190
東京都立科学技術大学	8	13	8	14
東京都立短期大学	10	19	12	25
東京都立保健科学大学	3	5	5	9

休学者に対しては、期の初日から休学した場合には授業料が免除されているが（東京都立大学学則第 32 条 他）、この取扱いは、公立学校において「授業料は営造物利用のための使用料の一種」である（昭和 23 年 8 月 18 日付 自治省自治課長通知）という考え方によるものといえる。また、規程上も休学者については、図書館及び寄宿舍の利用が認められていない（東京都立大学付属図書館規程施行細則第 6 条、東京都立大学寄宿舍規程第 13 条 他）。

しかしながら、休学者に対しても学生証の交付や学籍の維持管理のためのコストが生じているため、学内の施設設備を利用できない場合でも学籍管理料を徴収することを検討されたい。

（東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立短期大学、東京都立保健科学大学）

3.5 寄宿舍寄宿料の金額設定基準の見直し及び設備維持費等の徴収について

東京都立大学寄宿舍の寄宿料は、国立大学の学生寮の月額費を準用し、月額 3,300 円（年額 39,600 円）となっている（東京都立大学条例第 10 条第 1 項）。

しかしながら、寄宿舍に入舎できず、大学周辺において物件を賃借する場合、通常、家賃はこれよりも高額となる。寄宿舍の入舎倍率は 2 倍強であり、入舎できた者と入舎できなかった者との費用負担の格差はかなり大きくなる。

入舎者 1 人当たりの大学負担経費は、修繕費用を除き年額 116,250 円（27,202 千円 / 定員 234 名）であり、この経費に対する入舎者負担率は 34.1%（39,600 円 / 116,250 円）となっている。ただし、この大学負担経費は減価償却費等の関連費用を含めていない金額であるため、実際の大学負担はさらに高いものとなる。

今後、寄宿舍の建物自体の修繕が発生することは必須の状況であるため、実費補償の観点を多少なりとも導入することが必要である。よって、寄宿舍の寄宿料にかかわる金額設定基準について検討されたい。また、今後の修繕費用に充当するため、入舎者から設備維持費等を徴収することについても検討されたい。

なお、入舎保証金は徴収していないが、今後の寮費滞納者への対応の観点から、入舎保証金の徴収についても検討されたい。

平成 11 年 3 月 31 日現在の台帳価額 （単位：千円）

敷地	建物	工作物	合計
183,458	1,039,799	4,597	1,227,854

平成 11 年度 寄宿舍の年間経費内訳 （単位：千円）

水道光熱費	一般需用費	委託料	備品購入費	合計
19,268	380	6,969	583	27,202

（東京都立大学）

3.6 学外寮の利用率の向上ないし利用料の徴収について

(1) 利用率について

教育研究等の諸活動に資するとともに、学外活動を通じて豊かな人間形成を図ることを目的に、学外施設として会津田島寮と富士見高原寮を保有している。それらの利用率は各々年間平均 32.46%、12.57%と低い状況にある。

会津田島寮については、平成 11 年 10 月から他の都立 3 大学にも利用の門戸を広げ始めたが（富士見高原寮は当初から門戸を広げている）、さらに利用率を向上させるため、東京都立 4 大学の学生・教職員以外へも利用可能者の範囲を広げることに検討されたい。

平成 11 年度 学外施設利用状況

	定員	利用者人数	利用日数	利用率 (延べ利用者数 / 利用可能者数)
会津田島寮	30 人	3,097 人	191 日	32.46%
富士見高原寮	8 人	356 人	69 日	12.57%

(2) 利用料について

利用に際して、会津田島寮はシーツ洗濯代と食事代を、富士見高原寮はシーツ等の洗濯代を徴収している。

利用者 1 人当たりの大学負担年間経費が、会津田島寮については 1 万円超（33,397 千円 / 3,097 人）になっていることから、水道光熱費等の応分の負担という観点より、利用者からの利用料の徴収について検討されたい。

平成 11 年度 年間収入金額 (単位：千円)

	シーツ代等	食事代	合計
会津田島寮	415	5,555	5,971
富士見高原寮	74	-	74

平成 11 年度 年間経費 (単位：千円)

	業務委託費	水道光熱費	その他	合計
会津田島寮	27,760	4,904	733	33,397
富士見高原寮	601	229	6	836

(東京都立大学)

3.7 国際交流会館の稼働率向上の施策について

国際交流会館は、海外研究者及び海外留学生を受入れ、宿泊場所や居住場所を提供し、国際会議場（大会議室）、セミナー室及び会議室等を運営するものである。その実際の管理運営については、財団法人東京都生涯学習文化財団へ委託している。

その平成 11 年度の総費用（決算額）は以下のとおりである。

国際交流会館 平成 11 年度決算額（単位：千円）

費 目	金 額
光 熱 水 費	28,246
一 般 管 理 費	129
委 託 料	32,386
備 品 購 入 費	986
合 計	61,747

平成 11 年度の稼働状況を見ると、海外留学生の居住用部分は 20 室で、その稼働率は 98.6%と非常に高い。一方、海外研究者用の単身室は 34 室で、稼働率 59.3%と若干余裕があるので、留学生用への振替も検討すべきである。これは会館運営委員会が検討すべき事項である。

宿泊、居住用以外の部分の利用状況は、研究室 8 部屋の利用が活発であり（稼働率 77%）、国際会議場（稼働率 40%）、中会議室（稼働率 44%）の利用は若干低く、3 室あるセミナー室の利用が非常に低調（稼働率 16%）である。

年間約 62 百万円の経費を支出しているが、必ずしも全館有効に利用されているとはいえない。

有効利用するための施策を講じるべきであり、広報活動、その他の企画が望まれる。

（東京都立大学）

3.8 国際交流協定に係る研究者受入について

平成 11 年度において東京都立大学が調印している国際交流協定・覚書は、次のとおりである。

大学として調印している協定・覚書	8 件
理学研究科長調印の協定	5 件
工学研究科長調印の協定	5 件

このうち、事務局・企画調整課国際交流担当で把握している平成 10、11 年度の国際交流実績は以下のとおりである。

平成 10、11 年度における国際交流の実績

年度	事業名	大学名	国	受入・派遣の別	執行額 (千円)	人数	日数
10 年度	研究者交流	A 市所轄大学 (B 学院)	C 国	受入	1,233	1	177
		A 市所轄大学 (D 大学)	C 国	派遣	170	1	13
		E 市立大学大学院	F 国	派遣	1,339	1	83
	学生交流	G 市立大学校	H 国	受入	1,088	10	3
11 年度	研究者交流	A 市所轄大学 (I 大学)	C 国	受入	1,505	1	171
				派遣	347	1	34
		E 市立大学大学院	F 国	派遣	1,460	1	35
		J 大学	K 国	受入	206	1	22
	学生交流	G 市立大学校	H 国	派遣	1,027	10	3

A 市所轄大学との国際交流は、過去 2 年間の実績による限り、C 国からの受入が中心となっており、結果的に東京都立大学が費用を負担して C 国に研究活動の場を提供する形となっている。また、平成 12 年度においても国際交流協定では、A 市所轄大学についてのみ 1,542 千円 (受入 1 名) の予算計上を行っている。

東京都立大学と C 国の首都にある A 市所轄大学とは、昭和 61 年 10 月 7 日に友好提携に関する協定を締結し、研究員の交換等の広範な交流と協力を行うことになった。最近では、平成 10 年 10 月 22 日に「東京・A 友好都市交流事業についての合意書」が取り交わされたが、この中の平成 11 年の友好都市交流事業計画として、東京都と A 市はお互いに大学の研究者を招待することが決められている。

国際交流協定に基づく友好関係の発展の趣旨からは、東京都立大学と協定先大学が相互に人材を派遣し、お互いが教育研究成果を得るように国際交流を実施すべきであり、東京都立大学と協定先大学との間で研究者を相互にほぼ同人数・同日数派遣することが望ましい。

(東京都立大学)

3.9 都民カレッジに対する補助金について

東京都立大学は、財団法人東京都生涯学習文化財団が実施している都民カレッジ事業に対し、毎年、補助金を交付している（平成 11 年度 296,813 千円）。当該都民カレッジ事業会計の平成 11 年度貸借対照表には、減価償却累計額が 31,282 千円（貸借対照表上の表示は補助金差引後の純額 3,593 千円）計上されている。一方、これに対する支払準備金として減価償却引当特定預金を 46,290 千円積立てているため、15,008 千円の積立超過となっている。

このような減価償却引当特定預金の積立超過部分 15,008 千円は、その保有目的が不明となっており、結果的に東京都立大学から都民カレッジ事業への補助金が支出過剰になっていると考えられる。したがって、都民カレッジ事業への補助金の支給基準について見直しをされたい。

（東京都立大学）

4.0 大学全体における情報システムの管理及び情報化計画の策定について

現状において、大学の情報システム全体に対する管理担当部署は存在していない。例えば、東京都立大学の情報システムについてみると、大きく事務情報システム（授業料、学籍管理など）、教育研究用情報処理システム、図書館システムに分けることができるが、東京都立大学の情報システム全体に対する管理担当部署は存在していない。また、4 大学において、情報化計画に該当するものが存在していない。

情報システムにおいて、最近は大規模計算機の利用からダウンサイジングによりパソコンを利用することが多く、ハードウェアの共有化が可能となる点や情報の漏洩に対して対応を考える点などから、各システム単位で考えるのではなく、大学全体として情報システムを検討する必要性が生じている。

例えば、東京都立大学についてみると、教育研究用情報処理システムについては、教育研究用情報処理システム運営委員会が設置されており、ネットワーク部分についてはこのシステム運営委員会で大学全体について各種検討を行っているとのことであるが、同様に、大学のシステム全体についても各種検討を行う仕組みを設ける必要がある。

また、情報システムの更新に関しては、4 大学とも概ね 4～6 年程度での周期で行っているが、当該情報システムの更新のみならず、別の情報システムへの影響を勘案する点や、業務分析を行い業務改善により業務の流れを変え、この業務改善を情報システムの更新の際に取り込む点など、単年度ではなく長期的な視点で考える必要がある。

このため、大学全体としての情報化計画を策定し、情報の効率的な活用、事務の効率化に結びつくシステムの効率化、システムの信頼性・安全性の確立等が費用対効果の観点から図られることが望まれる。

（東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立短期大学、東京都立保健科学大学）

4.1 電子メール及びネットワークの活用について

4 大学における電子メールアドレスの学生への付与状況、ウィルス対策等は以下のようになっている（ただし、東京都立短期大学はインターネットが利用可能な昭島キャンパスのみを対象としている。）

大 学 名	学生への電子メールアドレス付与状況	利用におけるモラル教育の有無	ウィルス対策の有無
東京都立大学	7割から8割	有り	有り
東京都立科学技術大学	全員	有り	有り
東京都立短期大学	全員	有り	有り
東京都立保健科学大学	全員	有り	有り

4 大学においては電子メールの必要性を認識しており、また一方で平成 15 年度から高等学校で教科「情報」が始まるなど社会的にもその重要性は高まってきている。東京都立大学において検討中の電子メールアドレスの全学生への付与について早期に実施することが望まれる。

また、東京都立短期大学の晴海キャンパスにおいても、インターネットが利用できる環境の構築が望まれる。

電子メールの利点として、同時に複数の宛先への送信が可能である点、情報やデータの共有化が可能である点、地理的・時間的制約が大幅に削減できる点、ミーティングや電話での打ち合わせが減らせる点などがあげられる。

教職員におけるこの電子メールの活用について、東京都立保健科学大学では、返却期限が過ぎた図書の貸出者に対し、職員の介在なしに自動的にメールを発信する仕組みを取っている。4 大学とも、教職員における事務連絡などで電子メールを活用しており、東京都立大学及び東京都立科学技術大学では、さらに、ホームページを活用して学生に休講情報を提供している。

このように、各大学において色々な活用を検討されているが、この情報については各大学での共有がなされていない。規模の問題や学部の違いなどがあるにしても、情報の共有化によって様々な活用方法や事務の効率化につながる可能性があるため、情報システムに関する担当者の情報交流を行うことが今後の課題として望まれる。

（東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立短期大学、東京都立保健科学大学）

4.2 公開講座等について

公開講座等は、4大学とも実施している。

(1) 東京都立大学の都民カレッジについて

ア 概要

都民カレッジの実施団体は、平成10年度までは東京都立大学が所管する財団法人都民カレッジであったが、平成11年度の財団統合により、現在は財団法人東京都生涯学習文化財団が実施している。なお、東京都立大学は、この都民カレッジに対して補助金（平成11年度 296,812千円）を交付している。

イ 都民カレッジの収支計算について

平成11年度の受講者数等と収支計算書は、以下のとおりである。

都民カレッジの受講者数等 (単位：千円)

	受講者数	受講料収入
第1期(4～6月)	3,734人	51,376
第2期(7～9月)	2,627	30,755
第3期(10～12月)	3,339	40,442
第4期(翌1～3月)	2,699	31,208
受講料取消手数料	-	51
収入合計	(12,399)	153,832

都民カレッジ収支計算書

受講料収入		153,832千円
事業費 (注2)		99,830
講座運営費		
講師報酬	95,985	
委託料 (注3)	26,419	
その他 (注4)	24,241	146,645
管理費		
職員費 (注5)	53,271	
一般管理費 (注6)	126,869	180,140
備品費		19,664
調査研究費		815
支出合計		447,094
差引支出超過額		293,262

(注)1 財団法人東京都生涯学習文化財団の平成11年度の収支計算書には、退職給与及び減価償却の引当特定預金支出 53,416千円が支出に計上されているが、上記の「都民カレッジ収支計算書」の支出の金額からは除いている。

これを除外した上での「都民カレッジ」の収支は、支出超過額が293,262千円となっており、運営上、この金額が赤字に相当する。

- 2 講座運営に直接かかわるカレッジ担当の係員と事業係職員の人件費である。
- 3 受講者に貸与するパソコン等の使用料である。
- 4 広告宣伝費その他が含まれている。
- 5 総務係の職員で、都民カレッジの業務にかかわる者の人件費である。

(注) 2 と(注) 5 はいずれも都民カレッジ業務のみを行っている担当者であり、人件費相当額は合計で 153,101 千円となっている。それは、ほぼ受講料収入に相当する額である。

収支計算書上は、経費合計 447,094 千円に(注) 1 の預金支出 53,416 千円を加えた総額 500,510 千円が平成 11 年度の事業運営費となっている。

- 6 東京国際フォーラム(丸の内キャンパス)及びパオレビル(都立大キャンパス)の賃借料 80,047 千円並びに共益費等の負担金 28,850 千円その他が含まれている。

なお、平成 7 年度以降の運営費総額並びに都による運営費補助金について参考までに示せば、以下の表のとおりである。

都民カレッジ運営費総額(過去 5 ヶ年)

(単位：千円)

年 度	決 算 額	うち運営費補助金
		平成 7 年度
平成 8 年度	528,928	379,065
平成 9 年度	456,332	296,593
平成 10 年度	446,365	291,012
平成 11 年度	500,510	296,812
合 計	2,292,524	1,491,319

本表上の運営費補助金には、(注) 1 に示した引当特定預金への繰入支出額を含んでいるため、全額が赤字の補填金となるものではないが、5 年間の総事業費 2,292,524 千円に対し約 65%の 1,491,319 千円が補助金として支出されている。

都民カレッジは、都民(地域社会の住民)に対して「都民の生涯学習」に役立つように、側面から援助していこうとするものであるが、都の財政が大きく圧迫されている現況において、都の財源を使って、このような赤字事業をどの程度まで続けていくのか再検討する時期に来ているものと考えらる。

したがって、「受講料収入で可能な限り事業運営費を賄えるように事業内容を見直し、採算性重視、経営効率化等の経営努力」を払うように財団を指導すべきである。

(東京都立大学)

(2) 東京都立科学技術大学の公開講座について

ア 公開講座の収支計算について

東京都立科学技術大学が実施している平成 10、11 年度の公開講座に係る予算と決算の状況は、以下のとおりである。

公開講座予算決算比較表

(単位：千円)

収支等	摘 要	平成 10 年度			平成 11 年度		
		予 算	決 算	差 異	予 算	決 算	差 異
収 入		1,855	1,658	197	1,855	1,533	322
支 出							
	人 件 費						
	管 理 費						
	一般管理費	-	2,282	2,282	-	2,222	2,222
	(報償費)(注)	(2,870)			(3,137)		
	管 理 費						
	公開講座						
	(内 訳)						
	報償費	6,143	6,143		6,143	6,026	
	時間外手当	1,572	1,572		1,572	1,569	
	一般需要費	1,464	1,464		1,464	1,774	
	役務費	452	291		452		
	計	9,631	9,470	161	9,631	9,369	262
支 出 合 計		9,631	11,752	2,121	9,631	11,591	1,960
(内報償費計)			(8,425)			(8,248)	
収 支 差 額		7,776	10,094	2,318	7,776	10,058	2,282

(注) 管理費(大科目に相当する)のうち、一般管理費(中科目に相当する)として予算(カッコ書)をとっているが、一般管理費のうちの報償費(小科目に相当する)として予算はとっていない。しかしながら、決算においては、一般管理費のうち報償費として支出している。

イ 報償費の処理について

科学技術大学では、管理費(大科目)のうちの一般管理費(中科目)として予算(カッコ書)はとっているが、一般管理費のうち報償費(小科目)として予算はとっていない。ところが、決算において一般管理費のうちの報償費で公開講座の講師等の報酬の一

部を支出している。

公開講座に要した報償費（講師報酬）は、公開講座の予算を超過したため管理費・一般管理費の予算の一部を流用して報償費として処理している。

よって、一般管理費・報償費として処理している公開講座の報償費は、予算の調製においても、公開講座の報償費として調製すべきである。また、仮に予算上、調製しない場合であっても、決算上は公開講座で処理すべきである。そうしないと、公開講座に要した実際の支出額が不明となるからである。

ウ 公開講座の有用性について

平成10年度は1,658千円の収入に対して11,752千円の支出（約7.1倍）であり、平成11年度は1,533千円の収入に対して、11,591千円の支出（約7.6倍）となっている。ともに約1千万円の支出超過で、しかも、平成11年度では収入が減少したこともあって、支出超過の割合が増加している。

東京都立科学技術大学においても公開講座について、その継続事業としての意義、社会貢献としての有用性について見直しが必要である。

（東京都立科学技術大学）

（3）東京都立短期大学の公開講座について

東京都立短期大学は、昭島キャンパスと晴海キャンパスの両方で公開講座を実施している。当該公開講座の平成10年度と平成11年度の収支計算は、以下のとおりである。

東京都立短期大学の公開講座収支計算書

（単位：千円）

摘要	平成10年度			平成11年度		
	昭島	晴海	合計	昭島	晴海	合計
収入	196	238	434	161	426	587
支出	702	1,350	2,052	454	1,193	1,646
差引	507	1,112	1,619	293	767	1,060

東京都立短期大学の公開講座は、回数・規模等から全体として金額は小さいが、収入に対して支出が相対的に大きく、赤字となっている。公開講座は、地域社会への貢献という役割があるとしても、講座の内容によっては、継続する必要があるのかどうか、見直しが必要である。

（東京都立短期大学）

(4) 東京都立保健科学大学の公開講座について

ア 公開講座の収支計算について

東京都立保健科学大学においては、平成10年度より公開講座を開講しているが、その実施状況は以下のとおりである。

東京都立保健科学大学の公開講座実施状況表

年度	講座数	回数	受講者数	経費
平成10年度	3	9	492人	328千円
平成11年度	10	24	1,458	984

保健科学大学では平成11年度までは受講料を徴収していなかったが、平成12年度からは、他の都立の大学と同様に徴収を始めている。公開講座に係る平成12年度の収支予算額は、以下のとおりである。

受講料		300千円
経費		
報償費	806	
一般需要費	645	
その他	154	1,605
差引支出超過額		1,305

現在のところ、経費予算は比較的少額であるが、将来、公開講座を積極的に実施していくことになれば経費は拡大し、仮に受講料が少額のままであれば赤字事業となる。

保健科学大学においても、公開講座の内容について検討が必要であるが、医療、保健、看護等の専門分野を有することから、これからの高齢化社会に向けて、社会的ニーズに適合した有用性の高い講座を開講することが必要であると考えます。

(東京都立保健科学大学)

(5) 公開講座等のまとめ

ア 公開講座の有用性について

公開講座の内容は受講者にとって内容の深いものになっており、有益な講座と考えられる。

しかし、事業としては赤字であり、講座を継続していくためには地域社会への貢献並びに受講者の満足度というものを評価する必要がある。いわゆる「政策の評価」の導入であり、この「公開講座」の社会的有用性を評価すること、あるいは、その評価に値する講座の選定(計画段階での評価)が必要ではないかと考える。

現在は、参加者からアンケートをとることにより、次年度の企画化に当たって、参加者の希望を取り入れることにしているが、公開講座という事業の有用性を評価するために参加者の満足度を何らかの形で数値化して測定することについて検討されたい。

イ 公開講座の実費徴収について

都立の大学が実施する公開講座であるとの理由で、受講料を無料ないし極めて低額に設定しているが、それは地域住民の生涯学習に対する支援という意味があるからといえる。

公開講座の内容を検討すると、質の高い内容のものが比較的多数含まれている。また、公開講座は、受講者という特定の都民、専門家を対象として実施されるものであり、事業の便益を受ける者が特定されている。そのため受講者の満足が得られやすいものと考えられる。以上のことを総合して考えると、公開講座を実施するための必要経費（光熱水費、資料代、外部講師に対する謝金等）に見合う金額は徴収すべきものと考えられるので、検討されたい。

公開講座の経費は、講師謝金や資料代など直接経費のほかに、教室使用料、光熱水費、企画・事務担当職員の経費などが含まれるべきだが、現状ではこれらの間接費については予算として計上されていない。公開講座は特定の都民を対象として実施されるものであり、その効果は専ら受講者に属することを考慮すると、公開講座の運営に係るこれらの間接的経費は、受講者から徴収することが必要であると考ええる。

ウ 公開講座事業の収支の把握について

制度としての予算・決算とは別に、予算原価等を用いて実施に要した費用を見積る等、公開講座の総合的な損益計算を行う必要がある。そのためには、公開講座に係る実際の収支を把握する必要があるが、そのような把握は行われていないため、その改善に取り組むことが望ましい。

さらに、公開講座が地域社会へ貢献しているという事実認識が重要となるため、参加者の満足度等、公開講座に係る「費用対効果」の認識、測定について検討されたい。
(東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立短期大学、東京都立保健科学大学)

< 提言 >

1 大学事業の在り方の見直しについて

都立の4大学の「結合収支計算書」によれば、収支の合計は以下のとおりである。

収	入	4,838,564 千円
支	出	21,528,022
差引支出超過額		16,689,458

大学事業を営利事業として位置づけることは不適當と思われるが、収入に対する支出の割合が非常に大きく4.4倍となっている。

これからの少子化時代を迎え、大学間の過当競争が予想され、とくに、私立大学では生き残りをかけて学生の争奪戦に入っていく様相を呈している。

そのような環境下にあつて、都立の大学は、大学事業の在り方を採算性（赤字幅の減少）や有益性（学生の満足度）その他の観点を含めて、諸種の視点から見直す必要があると考える。

都立の大学は大幅な赤字事業であつて、都の財政にそれだけ負担を掛けている。都の財政が苦境の中で、いつまでも税金（財源）を投入することに批判が高まり、それならば廃校に追い込まれていく私立大学に補助金を出して再生を図った方が賢明であるという意見が出てくるかもしれない。

大学事業の継続を考慮したとき、とくに赤字を赤字として捉えるだけでなく、その支出がどの程度の効果（非財務的数値を含む）を生み出しているのか、という視点からも検討すること、つまり、「有用性の評価」という方法を導入することも検討していく必要がある。

すなわち、これらの評価方法を導入することによって無駄（非有用性）な支出を削減できるようになるものとする。

2 教職員について

(1) 教員について

都立の大学は平均すると、教員1人当たり学生数は10.9人であるが、私立大学は35人であり、学生1人に対する教員数の割合は私立大学の約3倍となっている。

少数精鋭のきめ細かい授業を行っているにしても、都立の4大学に係る収支の赤字幅は大きく、経営構造を抜本的に改善しなければならない段階にまできている。私立大学と比較した場合、都立の大学は教員数が相対的に多いため、事業改革のひとつとして、少人数による教育方針も一部見直しを行い、学生数の増員について検討すべき時期にきているのではないかと考える。

さらに、都立の大学間の交流はほとんどなく、また、所属大学以外の都立の大学での授業の受け持ちもない。このような現状にある教員の有効活用を図るためには都立の大学間における教員の相互派遣等を検討されたい。

(2) 職員について

都立の大学は平均すると、職員1人当たり学生数は32.1人であるが、私立大学は50.8人で、学生1人に対する職員数の割合は私立大学の約1.5倍である。

職員については教員程の大きな差はないが、授業料等の収納、常勤の教職員に対する給与計算等の事務を本局が行っているため、それらの業務に関係している員数を加えると私立大学との差はさらに少し拡大することになる。

都立の4大学の統合等が実現すれば、経理、総務その他一般管理部門の業務の合理化は可能と考えられる。

よって、教員と職員のいずれについても、人員配置等の再構築について検討されたい。

3 大学の統合等について

(1) 最近の状況について

一橋大学、東京工業大学、東京医科歯科大学、東京外国語大学の国立4大学は平成12年7月28日、それぞれの専門性を生かしつつ生命科学や知的財産権など学際的な教育・研究に共同で取り組む「大学連合」を来年度から始めると正式に発表した。実際の授業は平成14年度から開始するということである（日本経済新聞 平成12年7月29日）。

その翌日には、地方の国立5大学の共同授業の記事が、日本経済新聞に掲載されている。同記事によると共同授業の計画を進めているのは、群馬大学のほか、徳島大学、山形大学、愛媛大学及び熊本大学である。いずれも医学部と工学部を持った総合大学で、大学の規模もほぼ同じ程度である。そのためお互いに得意分野が違うので手薄な部分を補完し合うことができるということである。

そして、日本経済新聞（平成12年7月31日）は「大学はどこへ・動き出す連合構想」として、以下の記事を載せている。

大学は本格的な競争の時代を迎える。国内のみならず、海外の大学とも教育・研究の両方で厳しい競争にさらされている。地方大学も例外ではない。基盤を強化し、競争に勝ち抜くには他大学との連携が必要であるとして弘前大学、秋田大学及び岩手大学の3大学が「北東北3大学協力協議会（仮称）」を結成して、連合に向けて話し合いを進めていくことを明らかにした。さらに、兵庫県では「県立大学検討懇話会」の中で、神戸商科大学、姫路工業大学及び兵庫県立看護大学の3大学による「県立の3大学統合」が打ち出された。山梨大学と山梨医科大学、また、香川大学と香川医科大学の間でも「統合の協議」が行われている。

このように幾つかの大学では、生き残りをかけて連合構想を打ち出している。ところが、都立の大学では、いまのところ、そのような構想は検討されていない。

(2) 都立の大学について

都立の大学では、総合大学である東京都立大学と単科大学である東京都立科学技術大学、東京都立保健科学大学、それに東京都立短期大学があるが、相互の関係は必ずしも緊密であるとはいえない。

研究教育分野の高度化・複雑化が進む中で、今後、世界レベルの大学間競争に勝ち残るためには、都立の各大学がそれぞれの特色を発揮しながら、相互に密接に協力していく必要があると考える。

都立の4大学を統合して、統一された意思決定により、大学事業を行うことによって経済性もしくは効率性が図れるものとする。しかし、早急な統合は無理であるとするれば、まず、可能な事項から共同していくことを検討すべきであろう。

東京都立大学工学部と東京都立科学技術大学は、平成9年度から修士課程の一部で単位互換を実施している。その実績についてみると、毎年概ね10人程度(延べ20講座)となっている。今後は学部レベルにまで拡充していくことによって、この制度の活用を図るべきである。とくに、大学間の教員配置のアンバランスがあり、小規模の大学では、教養科目を中心に外部講師への依存度が高くなっていることから、学部、学科の専攻にかかわらず一定の枠内で、他の大学の単位を自由に確保できるように改め、カリキュラムの充実と大学経営の効率化を図るべきである。

都立の大学間だけではなく、連合構想においては、他の公立大学との連合を検討の視野に入れるべきものとする。その場合、講義(単位取得)の共同受講、単位互換制度等を検討して教員数を削減すること並びに社会人を対象としたナイト・スクールあるいはホリディ・スクール(何らかの単位取得制度とする)等縮小と拡大の新しい事業政策を検討していくべきものとする。

(3) 共同の具体的事例について

共同の具体例としては、次の事項が考えられる。

- ア 他大学を卒業した者について学士入学や編入学の特別枠を設けること
- イ 各大学共通での幅広い教養教育を実施すること
- ウ 専門教育の一部を各大学が共同で実施すること
- エ 大学間で授業の履修を認め合う単位互換制度を実施すること

例えば、都立の4大学のうち複数の大学において共通する授業がある場合、相互に講座の交換(単位取得)ができるようにしたり、あるいは、全大学の講座数を削減して、いずれの大学に籍を置く者であっても、他の大学の特定の講座を受講できるようにする。ただし、地理的に遠い場合には受講しにくいいため、将来的には、光ファイバー、CATV等を利用して他大学の講座を受講できるようにすること等を検討していく必要があると考える。

ひとつの大学、ひとつの学部を超えて、講座の利用を可能とすれば、教員数の削減

が可能となる。同様に経理、総務その他の一般管理部門の統一もしくは共同利用によって職員数の削減を図ることも可能である。

少子化の時代を迎えて、より経済的、効率的な大学経営が必要になってきているので、以上の点について十分に検討されたい。

(4) 公開講座の共同実施について

現状において、比較的早く都立4大学間が協力して実施できることとして「公開講座」の共同実施をあげることができよう。

各大学はそれぞれの特色を生かした公開講座を実施している。このうち東京都立大学は平成3年以降「都民カレッジ」として運営主体を明確にして組織的な運営を行っている。ところが、他の大学では、経理上の区分も不明確なまま、通常の大学運営の一環として公開講座を実施しており、受講者数も限られている。

各大学で実施している公開講座は、東京都立科学技術大学の社会人技術者を対象とする工学セミナーや東京都立保健科学大学のオープンセミナーなど、他にあまり実施例がなく、受講者にとっても意義のある講座も散見される。都民の生活文化の向上を主要な目的とする都立の大学にとって、公開講座は重要な社会貢献のための事業として意義が認められる。しかし、受講料を低く設定し、受講者も限定されていることから、事業としては大幅な赤字となっており、大学経営上からも抜本的な見直しが必要である。

そこで、大学ごとに実施されている公開講座を統合することにより、組織的な広報活動の実施による受講者の増加、都民のニーズに沿ったカリキュラム設定など、事業効果の向上と効率性の発揮が期待できるものとする。また、実施に当たっては、インターネットを利用する遠隔教育手法の導入等も受講対象者の拡大に有効と考える。

したがって、公開講座の効率的な運営のあり方について検討されたい。